

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について
【平成 28 年度実績】

具体的な取組み	目標	実施状況
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行		
<p>○入所施設利用者の地域移行の推進(生活基盤推進課)</p> <p>市町村の基幹相談支援センターや地域相談支援事業者等との連携のもと、地域移行支援・地域定着支援が推進されるよう、援護の実施主体である市町村を支援していきます。</p> <p>また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。</p> <p>なお、施設入所支援については、待機者が相当数存在しており、入所者が地域移行等により退所した場合であっても、すぐに新たな入所者が発生し、入所者数の減少を見込むことが困難であることから、入所施設の地域生活を支えるための機能を活用し、地域での生活を継続できるように取組みを進めます。具体的には、入所施設の実定員の一部を短期入所として活用すること等により、短期入所の整備をより進めていく等の検討を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所施設利用者の地域移行目標 14.9%(平成25年度末時点の施設入所者数と比較) 入所施設利用者の減少目標 ▲5.6%(平成25年度末時点の施設入所者数と比較) 	<p>(平成28年度)</p> <p>○地域移行状況等調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所施設からの地域移行者数[H26.4 から H29.3 までの実績] 483 人(H25 末比:9.6%) 入所施設利用者の減少[H29.3 末時点] 122 人(H25 末比:▲2.4%)
<p>○地域移行・地域定着支援のための推進体制の整備(生活基盤推進課)</p> <p>入所施設からの地域移行・定着支援については、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーターが施設入所者の意向確認や意識醸成等、地域移行に至るまでの総合的な調整等の機能を担い、指定一般相談支援事業者による円滑な支援につなげていけるよう市町村に働きかけます。</p>		<p>(平成28年度)</p> <p>○基幹相談支援センターの設置(平成29年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置市町村数:29市町村
<p>○障がい児施設における地域移行の推進(地域生活支援課)</p> <p>障がい児入所施設における18歳以上の利用者の地域移行に取り組む施設に対し、活動費の助成等支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度末)</p> <p>地域移行を進め、18歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○18歳以上の障がい児施設入所者数93名、うち地域移行等退所者67名</p>
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行		
<p>○精神障がい者の社会的入院の解消(生活基盤推進課)</p> <p>退院可能なすべての精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、地域移行のノウハウを有する相談支援事業所および退院促進ピアサポーター等により、精神科病院における長期入院患者等に対して、地域移行支援導入に向けた継続的な働きかけを行います。また、保健所等の専門機関は、市町村及び相談支援事業所等の地域関係機関を支援します。</p>	<p>目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点(平成28年8月)の退院率を64%以上とする 平成28年6月に入院した患者の入院後1年時点(平成29年5月)の退院率を91%以上とする 平成29年6月末時点の在院期間1年以上の長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上削減する <p>※上記に加え、</p> <p>①長期入院精神障がい者の地域移行にかかる研修会等の実施回数</p> <p>②退院促進ピアサポーターの活動回数</p> <p>についても毎年の状況を把握</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○国のモデル事業「長期入院精神障がい者地域移行総合的推進体制検証事業」を活用し、これまでの府の取り組みの効果等について検証を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 16保健所圏域の相談支援事業所に精神障がい者地域移行アドバイザー派遣業務を委託し、地域体制整備コーディネーターを実施 ピアサポーターによる精神科病院長期入院者への働きかけ、精神科病院の職員に対し地域移行に関する研修を実施 退院促進ピアサポーターの活動回数 延べ 869 回 地域移行にかかる研修会等の実施回数 【精神科病院職員研修】 全体研修 1回(府内63病院対象) 98名受講 院内研修 延べ42回((府内27病院で実施) 延べ1,280名受講 入院後3ヶ月時点の退院率[H28.6末調査の速報値] 61.4% 入院後1年時点の退院率[H28.6末調査の速報値] 91.0% 在院期間1年以上の長期在院者数の削減[H28.6末調査]1,086人(H24.6末比:10.0%減)
<p>○精神障がい者への障がい福祉サービス等の情報周知(生活基盤推進課・地域保健課)</p> <p>精神障がい者に対する障がい福祉サービス等の情報の周知と障がい受容の支援を行います。障がい福祉サービス等の情報を身近な市町村において一元的に提供できるよう、市町村障がい者相談支援事業の充実を支援します。刊行物やホームページによる情報提供の他、ピアサポーターの活用など、情報提供の一層の充実に努め、精神障がい者の自立活動を支援します。</p>		<p>(平成28年度)</p> <p>○こころの健康総合センターにおいて、市町村精神保健福祉業務担当職員研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村および関係機関精神保健福祉業務担当者研修 新任研修(前期・後期)4～5日間(8講義×2回) 延べ 356 名 現任研修(ステップアップ研修・スキルアップ研修) 延べ 93 名 <p>○保健所精神保健福祉担当者が、市町村に対して必要な助言、情報提供を行うとともに、自立支援協議会等を通じ、関係機関の連携体制を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所における市町村職員等への専門的見地からの助言 延べ 2,361 回 <p>○こころの健康総合センターは、保健所や市町村からの要請や相談を受け、情報の提供などの技術的支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総支援件数 263 件 <p>○退院促進ピアサポーターによる地域移行の働きかけを、府内の精神科病院の院内交流会等において実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院促進ピアサポーターの活動回数 延べ 869 回

(2) 入所施設の今後の機能のあり方		
<p>○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課) 施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、研修等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。 また、施設とともに入所施設の今後の機能のあり方について検討していきます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がい者支援施設のサービスの質の向上を図るため、集団指導(年1回)や実地指導(平成 28 年度実績:3施設)を実施した。</p>
<p>○大阪府立障がい者支援施設の運営(地域生活支援課・生活基盤推進課) 大阪府立砂川厚生福祉センターは、強度行動障がい者や触法障がい者など民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、新たな支援方策の研究や民間事業所に対する研修等の実施を図ります。 大阪府立金剛コロニーは、段階的・計画的に地域移行を促進し、施設の再編と民営化を図ります。</p>		<p>(平成 28 年度) ○砂川厚生福祉センターでは、民間事業所に対する研修等を実施した。 ・研修等 強度行動障がい支援リーダー養成研修:20 事業所 延べ 6 日間 公開講座 232 名(2 回) 強度行動障がい支援検討会: 7 事業所 5 回/年開催 強度行動障がい支援者養成研修(実践研修):修了者 370 名 社会関係障がい支援専門研修(フォローアップ研修):3 事業所 延べ 6 日間 触法障がい者等支援機関団体交流会研修 ○府立金剛コロニーでは、同施設利用者の地域生活への移行を積極的に進めた。 ・平成 28 年度地域移行者数 18 名(平成 18 年度以降の累計 692 名※) ※(福)大阪府障害者福祉事業団立入所施設等への移行者を含む。</p>
<p>○施設職員等に対する研修の実施(指導監査課) 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者本位の支援、感染症予防対策等にかかる研修を実施します。セーフティネットのソーシャルインクルージョン研修については、法人役員や施設長等も研修対象にします。</p>	<p>目標値(平成29年度まで) 各年度の委託研修受講者数 10,000人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数)</p>	<p>(平成 28 年度) ○社会福祉施設職員や障がい福祉・介護保険事業所職員等の資質向上・優秀な人材の確保・育成のために、利用者本位、セーフティネット、ソーシャルインクルージョン、リスクマネジメント、個人情報保護、小規模施設支援、職階別などの福祉職員等研修を行った。併せて、研修受講者が様々な人々の立場や状況等の理解を深められるよう、人権研修を行った。 ・福祉と人権の研修ネットワークおおさか共同企業体(大阪府社会福祉協議会・地域福祉推進財団)への委託研修 参加人数:社会福祉施設職員等 4,289 人、同左人権研修 1,517 人、障がい福祉・介護保険事業所職員等 3,006 人、同左人権研修 751 人 ○社会福祉施設職員のスキルアップを図り、質の高い福祉サービスを提供できるよう優れた人材の確保・育成に資する研修への補助を行った。 ・大阪府社会福祉協議会実施研修への補助 参加人数: 3,924 人</p>
(3) 地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保		
<p>○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の空き家の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。</p>	<p>目標値(平成27年度から29年度) 公営住宅のグループホームとしての活用243人分 【参考】 グループホーム必要見込量(平成29年度) 8,291人/月</p>	<p>(平成 28 年度) ○グループホームの大阪府域における必要見込み量に対する実績は以下の通り。 グループホーム利用実績値:7,294 人/月 ・身体障がい者: 771 人/月 ・知的障がい者:5,448 人/月 ・精神障がい者: 1,075 人/月 ○市町村営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数(大阪市、堺市を除く)。 ・平成 28 年度新規 0 箇所 0 戸 利用者数 0 人 ・平成 24~28 年度 7 箇所 10 戸 利用者数 23 人 ○府営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数(大阪市を除く)。 ・平成 28 年度新規 10 箇所 12 戸 利用者数 20 人 ・平成 26~28 年度 52 箇所 70 戸 利用者数 144 人</p>
<p>○グループホーム世話人の養成(生活基盤推進課) グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成27~29年度) 養成人数250人</p>	<p>(平成 28 年度) ○グループホーム・ケアホームにおいて、障がい者の日常生活の援助を行う世話人等が、日々の援助に必要な知識や情報を得ること、サービスの質の向上を図ることを目的として研修を実施した。 ・実施日程:平成 29 年 3 月 1、2 日 ・受講者数:延べ 118 人</p>
<p>○重度重複障がい者・医療的ケアが必要な障がい者等のグループホームの整備(生活基盤推進課) 重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等も利用できるグループホームの整備促進のための検討を行います。</p>		<p>(平成 28 年度) ○整備促進に向けて検討した。</p>

<p>○公営住宅の障がい者向け募集の実施(都市居住課、経営管理課) 障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)により入居者を募集する優遇制度を実施しています。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」(平成23～32年度)に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。</p>	<p>目標値 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図る</p>	<p>(平成 28 年度) ○市町村営住宅における障がい者世帯の優先入居実施状況(大阪市除く) ・6 市 16 戸 (応募件数:61 件 倍率:3.8 倍) (参考) 平成 28 年度全募集総数 26 市町 624 戸 (応募件数:4,588 件 倍率:7.4 倍) ○府営住宅における、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)の入居者募集の状況 ・府営住宅募集戸数 3,384 戸(一般世帯向け及び福祉世帯向けのみ) ・福祉世帯向け募集住宅 募集戸数 2,043 戸 応募者数 26,182 人 (障がい者世帯、ひとり親世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、高齢者世帯、犯罪被害者等の世帯、障がい者手帳の交付を受けている単身者等) ・特別設計住宅(車いす常用者世帯向け住宅) 募集戸数 69 戸 応募者数 261 人 ※福祉世帯向け募集住宅は公募戸数の概ね6割を特別枠で募集しており、引き続き推進していく</p>
<p>○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進(都市居住課、経営管理課) ▼公的賃貸住宅の供給促進 公的賃貸住宅を建設する際は、住戸内、共用部分、屋外アプローチの段差解消及び浴室、便所、共用階段、共用廊下、屋外アプローチに手すりの設置を行うなどのバリアフリー化を実施するとともに、可能な限りエレベーターを設置します。 ▼既設住宅のバリアフリー化 既設の公的賃貸住宅において、住戸内の段差解消や浴室、便所の手すりの設置等を行うとともに、共用階段、屋外アプローチの手すりの設置、段差の解消等の屋外のバリアフリー化を推進します。 既設のエレベーターのない中層公的賃貸住宅において、事業主体の状況に応じてエレベーターの設置を促進します。 ▼車いす常用者世帯向け住宅の建設 府営住宅において、車いす常用者世帯向けに、浴室や洗い場、便器の選択、流し台の高さや手すりの位置などを身体状況に合わせて設計するMAI(マイ)ハウスを供給します。 また、市町村が建設を行う公営住宅についても、車いす常用者世帯のための住宅の建設を促進します。 ▼車いす常用者世帯向けの住宅改善 既設の公営住宅の改善により、車いす常用者世帯向け住宅の確保に努めます。</p>	<p>目標値 ・府営住宅におけるMAIハウスの建設戸数 220戸(平成23～32年度) ・府営住宅における車いす常用者世帯向け改善事業実施戸数 40戸(平成23～32年度) ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(平成23～32年度)に基づく目標値</p>	<p>(平成 28 年度) ○市町村営住宅等における整備(バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等) ※【市町村営住宅(政令市除く)】／【公社】 ・新規住宅の整備数(建替え・借上げ含む) バリアフリー対応(うち、車いす常用者世帯向け) 95 戸(0 戸)／0 戸(0 戸) ・既存住宅の整備数 バリアフリー改善 24 戸 / 0 戸 エレベーター設置 38 基 / 0 基 ○府営住宅における整備(バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等) ・建替事業における整備戸数 あいあい住宅 1,696 戸 ・改善事業における整備数 住戸内バリアフリー化事業 1,578 戸 団地内バリアフリー化事業 0 団地 中層エレベーター設置事業 36 基 ○建替事業における整備戸数 ・MAIハウス 35 戸 ○改善事業における整備戸数 ・車いす常用者世帯向け改善事業 3 戸 ※府営住宅に関して、平成 28 年度に「大阪府営住宅ストック総合活用計画」を策定し、新たな目標値を設定しています。 <現計画の目標値> ・府営住宅における車いす常用者向け住宅整備事業(MAIハウス・車いす常用者世帯向け改善)の実施戸数170戸(平成28～37年度)</p>
<p>○民間賃貸住宅への入居促進 ▼大阪あんしん賃貸支援事業(都市居住課) 民間賃貸住宅市場を有効に活用し、高齢者や障がい者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録、および登録情報の提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」について、引き続き住宅・協力店の登録、情報提供を実施するとともに、事業対象者の拡大や登録住宅等の要件、居住支援のあり方などの検討を行い、充実を図ります。 ▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用(建築振興課) 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対し、同基準の適正な運用に努めます。 ▼各主体が連携・協働するネットワークの構築と居住支援に関する取組み(都市居住課) 民間賃貸住宅への円滑入居や、見守りや相談体制などの課題を共有・検討し、新たな住宅セーフティネット構築をめざして、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会を立ち上げ、居住支援に関する各種取組みを進めます。 ▼地域移行・地域定着支援の推進(生活基盤推進課) 地域生活を希望する障がい者に対し、地域相談支援の円滑な実施や住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実施促進、あんしん賃貸支援事業との連携を図り、地域移行の推進や地域で暮らす障がい者の安全・安心な生活を支援します。</p>	<p>目標値 ・大阪あんしん賃貸支援事業の登録住宅戸数 5,000戸(平成32年度) ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合 100%(平成27年度)</p>	<p>(平成 28 年度) ○大阪あんしん賃貸支援事業について、あんしん賃貸住宅の登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めた。また、地図や条件から検索可能な「あんしん賃貸検索システム」の運用を行った。 ・登録数 あんしん賃貸住宅 8,222 戸 協力店 513 店舗 居住支援団体 8 団体 ○平成 23 年 1 月 1 日に施行した「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由だけで入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府HPに同基準を掲載するとともに研修等を通じて宅建業者に周知啓発を行った。 ・宅建業者研修(回数・受講者) 新規免許・営業保証金供託業者:2回・合計416人 人権推進指導員養成講座:6回・合計524人(うち人権推進指導員認定:503人) ○各主体が連携・協働する仕組みづくりについて、平成 27 年 3 月に設立した「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、府内各地での住まい探しイベントの開催や、居住支援に関するセミナー等を実施し、障がい者等の居住の安定確保に努めた。</p>

第 5 次大阪府障がい者福祉計画に掲げる具体的な取組のの実績状況について（「エ/石/場/出」「地/域/よ/み/つ/じ/り/」）

<p>○障がい者向けの民間賃貸住宅の供給（都市居住課、地域生活支援課、生活基盤推進課） 障がい者の地域生活の場を確保するために、障がい者がサービスを受けながら安心して暮らせる民間賃貸住宅について検討します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○「Osaka あんしん住まい推進協議会」を通じて宅地建物取引業団体等と意見交換を実施した。 ○障がい者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境整備の一環として、家主・不動産事業者向けの冊子を、宅地建物取引業団体等を通じて配布・啓発した。</p>
<p>○住宅改造に対する支援（生活基盤推進課、都市居住課） 建築技術者が障がい者向けの住宅改造の相談に的確に応じることができるよう、「大阪の住まい活性化フォーラム」において、必要な基本的知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に、事業者の技術力向上の一環として、研修会等を開催します。 また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、建築士、住リリフォーム事業者の方や医療・福祉・介護領域の方で住宅改造に携わる方を対象に、必要な基礎知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に研修会を実施しており、平成 28 年度は平成 25～27 年度に開催した研修会のテキスト改訂を行なった。 ○重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する 26 市町村に対して助成を行った。 ・対象世帯数 124 世帯 助成額 26,924 千円 ※政令市・中核市は補助対象外</p>
<p>○生活福祉資金（住宅貸付）の貸付（社会援護課） 障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。</p>		<p>（平成 28 年度） ○居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費等（生活福祉資金）の貸付けを大阪府社会福祉協議会で実施した。なお、貸付限度額は 250 万円、償還期間は 7 年以内（据置期間 6 か月）となっている。 ・H27 年度実績 貸付決定件数 21 件 貸付決定金額 28,549,000 円 ・H28 年度実績 貸付決定件数 14 件 貸付決定金額 21,464,000 円</p>
<p>（3）地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保</p>		
<p>○短期入所の充実（地域生活支援課、生活基盤推進課） 市町村において、自立支援協議会などを活用し、より充実したサービスの提供が行われるよう、基盤整備に向けた取組みを支援します。 また大阪府内のどの地域においても、身近なところで必要な短期入所サービスが利用できるよう、短期入所事業所の拡大に努めます。 とりわけ、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者などへの対応や緊急に利用する場合の対応など、利用者の多様なニーズに応じたサービス提供が行われるよう事業所や市町村と連携を図るとともに、ニーズに対応できる短期入所事業所について、市町村とも連携して充実に努めます。</p>	<p>必要見込量（平成29年度） 短期入所：32,439人日/月（内訳） 身体障がい者：7,728人日/月 知的障がい者：20,140人日/月 精神障がい者：810人日/月 障がい児：3,761人日/月</p>	<p>（平成 28 年度） ○短期入所の大阪府域における必要見込み量に対する実績は以下の通り。 短期入所利用実績値：30,382 人日/月 ・身体障がい者：6,861 人日/月 ・知的障がい者：20,063 人日/月 ・精神障がい者：2,803 人日/月 ・障がい児：655 人日/月 ○平成 24～25 年度 障がい者自立支援協議会重症心身障がい児者地域ケアシステム検討部会において、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域ケアシステムを構築するための課題及び推進方策を検討し、報告書としてとりまとめ、今後取り組むべき課題を整理検討し、具体的な提言（①ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備②医療と介護の連携強化③障がい福祉サービス等の充実強化）を受けた。 ○平成 26～27 年度 取り組むべき課題の提言を踏まえ、医療機関を含む様々な分野が参画した重症心身障がい児者の地域ケアシステムを実践する「ケアコーディネート事業」を実施した。 ・平成 26 年度 1 圏域（南河内） ・平成 27 年度 5 圏域（豊能、三島、北河内、中河内、泉州） ○平成 28 年度 地域ケアシステムのさらなる強化のため、医療機関を含む二次医療圏域ケア連絡会議を実施した。（府内 6 圏域で府と市町村で運営会議を実施。府内 4 圏域（豊能、三島、北河内、中河内）で二次医療圏域ケア連絡会議を実施。）また、重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師を養成するため、在宅重症心身障がい児者支援者育成研修事業を実施。（募集 160 名、参加者 132 名、修了者 102 名）併せて、研修の実地研修の一貫として当事者向けの福祉サービス等体験会、介護者向け相談会・交流会を実施した。（府内 4 圏域（大阪市、三島、北河内、南河内）で実施） ○障がい福祉サービス等の充実強化のために医療機関の空床を活用する「医療型短期入所整備促進事業」を実施した。 ・平成 26 年度 3 病院（三島、南河内） ・平成 27 年度 新規：6 病院、計：9 病院（豊能、三島、北河内、南河内、泉州）（調整中含む） ・平成 28 年度 新規：3 病院、計：12 病院（大阪市、豊能、三島、北河内、南河内、泉州）（調整中含む）</p>
<p>○在宅難病患者一時入院確保事業の実施（地域保健課） 医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。</p>		<p>（平成 28 年度） ○難病患者一時入院分 49 日/年（府全域）を確保</p>

<p>○在宅障がい者へ支援体制の充実(生活基盤推進課) 地域定着支援など、障がい者が地域生活を継続していくための制度の推進等を図るとともに、「親なき後」など一人暮らしの障がい者等が、安心して地域での生活を送ることができるよう、市町村に対する必要な助言等を通じて支援体制の充実に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○地域生活支援拠点等整備に関する検討状況を把握するため、府内 43 市町村に対し、8 月に調査及び市町村ヒアリングを実施した。今後検討 12、所管課内で検討 10、自立支援協議会等で検討 21（調査単位市町村数）</p>
<p>○地域生活支援拠点の整備(生活基盤推進課) 障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、市町村又は各圏域において、既存資源等を含め地域の実情を把握した上で、必要な機能の整備・連携が図られるように必要な情報提供や助言を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度まで) 各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つを整備</p>	<p>○9月に厚生労働省の担当者に対し、地域生活支援拠点等に必要な機能に特化した財源措置を行うよう要望した。 ○10月に大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループにおいて地域生活支援拠点等整備に係る報告書を取りまとめ、府内市町村に周知した。</p>
<p>○生活訓練・指導の実施(自立支援課) 障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。 ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 ・オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業 ・音声機能障がい者発声訓練事業 ・その他身体障がい者生活訓練事業</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導など日常生活の支援を行った。 ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 のべ 443 人 ・オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者) のべ 50 人 ・日常生活支援事業 野外活動訓練 のべ 1,076 人 視覚障がい者用情報機器操作訓練 のべ 173 人 ろうあ者手話講座 のべ 283 人 脊髄損傷者車いす操作訓練 のべ 72 人 自動車安全運転講習会 のべ 67 人 吃音教室 のべ 225 人</p>
<p>○高次脳機能障がい者の社会復帰支援(地域生活支援課) 高次脳機能障がいの特性に対し、さまざまな障がい福祉サービス事業所できめ細かな対応ができるよう、身近な地域での支援ネットワークの構築やハンドブック等を活用した支援ノウハウの普及により、社会復帰支援体制を整備します。</p>	<p>目標値(平成29年度まで) ・ハンドブックの適宜更新を行い、ネットワーク参画機関等に配布 ・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏域(すべての二次医療圏¹)</p>	<p>(平成 28 年度) ○高次脳機能障がい支援ハンドブックを増刷した。 ○高次脳機能障がい支援連携ツール「使たらええで帳～高次脳障がいファイル～」を作成した。 ○高次脳機能障がい者地域支援ネットワークのさらなる発展・早期の自立に向けて、障がい者医療・リハビリテーションセンターが地域支援ネットワークの世話会・役員会等へ助言等を実施した。</p>
<p>○身体障がい者補助犬の普及促進(自立支援課) 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬の普及・啓発を行っていきます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○身体障がい者補助犬貸与事業により、補助犬を希望する身体障がい者に対して、補助犬4頭(盲導犬3頭、聴導犬1頭)の使用機会を提供した。 ○身体障がい者補助犬の普及促進を図るため、共に生きる障がい者展等においてイベントを行った。</p>
<p>○リフト付き福祉タクシーの利用促進(自立支援課) 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動、安全やサービス向上のための乗務員研修について必要な助言等に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○大阪福祉タクシー運営連絡協議会が作成したリフト付き福祉タクシーに関するリーフレットを関係機関に配布し、普及啓発を行った。</p>
<p>○福祉有償運送の推進(地域福祉課) 社会福祉法人や NPO 法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。</p>		<p>(平成 28 年度) ○府内7カ所(大阪市、北摂ブロック、河北ブロック、中部ブロック、泉州ブロック、枚方市、箕面市)で設置されている運営協議会に対して事業の推進に必要な情報を提供するなど、運営協議会の運営を支援した。また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表をホームページに掲載するなど、制度の広報に努めた。</p>
<p>○指定事業者等に対する指導等(生活基盤推進課) 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。</p>	<p>目標値 毎年、集団指導を実施</p>	<p>(平成 28 年度) ○サービスの質の向上を図るため、指定事業所・施設に対する実地指導などを実施した。 ・指定時研修 事業所・施設の指定時に開催(年 12 回) ・集団指導 全指定事業所・施設を対象として、「若者対象」事業所・5月、「児対象」事業所・6月実施 ・実地指導 「若者対象」事業所・124事業所、「児対象」事業所・78事業所実施</p>
<p>○利用者本位の障がい福祉制度の推進(障がい福祉企画課) 障がい福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい福祉制度の円滑な推進を図ります。</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がい福祉サービスの対象となる難病患者や地域の方に広く制度周知がなされるよう、27 年 7 月実施された対象難病の拡大について、引き続きリーフレット等の媒体を用いて広報を行った。また、ホームページ上で公開している利用者の方への情報提供内容について、改訂に伴うホームページの更新を随時行った。 ○障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。本指導は、2 年に 1 回以上実施するものとされており、平成 28 年度は 23 市町村を実施した。</p>

		<p>○「国の施策並びに予算に関する提案・要望（福祉関連）(H28.7)」や「障がい者福祉施策の推進に係る提言(H28.9)」などを通じて、国に対し制度の改善に向けた要望を実施した。</p>
<p>○市町村との連携（障がい福祉企画課） 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。</p>		<p>（平成 28 年度） ○国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせて平成 29 年 3 月 21 日に市町村説明会を開催した。</p> <p>○障がい者自立支援制度の円滑な運営を図るため、平成 17 年 12 月に、障がい保健福祉室、市長会及び町村長会が共同で、「障がい者自立支援ワーキングチーム」を設置し、制度上の課題等について検討を行う「自立支援制度ワーキング」を開催している。本ワーキングは、法律の名称変更に伴い、平成 25 年度から名称を「障がい者制度ワーキング」としており、平成 28 年度は 3 回開催した。 ・テーマ「障がい支援区分認定の運用の状況や課題等について」</p> <p>○障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。本指導は、2 年に 1 回以上実施するものとされており、平成 28 年度は 23 市町村を実施した。〔再掲〕</p>
<p>(3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化</p>		
<p>○市町村の相談支援の充実(地域生活支援課) 障がい者が抱えるニーズに対し、きめ細かに対応する相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行うとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進を図ります。 また、大阪府全体の相談支援体制の底上げを図るため、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザー派遣を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度) すべての市町村で基幹相談支援センターを設置</p>	<p>（平成 28 年度） ○基幹相談支援センターの設置(平成 29 年 3 月末現在) ・設置市町村数:29 市町村</p>
<p>○ケアマネジメントの推進(地域生活支援課) 障がい者のニーズを的確にふまえたサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成を図るとともに、専門的な知識の習得やより質の高い支援を提供できるよう、相談支援専門員のスキル向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度) 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数2,300人</p>	<p>（平成 28 年度） ○相談支援従事者初任者研修 ・修了者数 907 人(参考:平成 27 年度実績 885 人) ○研修者が確実に相談支援事業所に従事するよう指定権者である市町村と連携。</p>
<p>○発達障がい児者施策の充実(地域生活支援課) 大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)の運営を通じて、発達障がい児者と家族に対する専門的な相談支援や就労支援等を行うとともに、地域の相談支援事業所等に対して発達障がい者支援コーディネーターを派遣し、事業所への機関支援や従業者にに対する人材育成を行い、地域における支援力の向上を図ります。</p>	<p>目標値(平成27年度) 府内全域で発達障がい児者の相談窓口となる相談支援事業所の整備</p>	<p>（平成 28 年度） ○発達障がいに対応する相談支援事業所を府内 43 市町村に確保した。</p> <p>○平成 14 年 6 月に「自閉症・発達障がい支援センター」(平成 17 年 12 月に発達障がい者支援センターに改称)を設置し、府内における発達障がい者を有する障がい児者とその家族を対象に、相談・情報提供・療育・就労支援を行うとともに、関連施設・関係機関・関係団体等との連携のもと、発達障がいに係る情報提供や連絡調整、指導者養成研修などの支援事業(「発達障がい者支援センター運営事業」)を行った。 ・相談支援延べ件数 3,504 件 発達支援関連相談延べ件数 2,007 件 就労関連相談延べ件数 1,497 件 ・個別支援のための調整会議等の開催 83 回 ・連絡協議会等の開催 17 回 ・普及啓発研修の実施 66 回</p> <p>○発達障がい児者の診断や療育を実施する拠点施設の府内展開を図り、診断・療育のためのシステムの拡充を行い、発達障がい児者とその家族を支援(発達障がい児者支援事業)した。 ・主な事業及び委託先 専門医師養成研修:大阪府立母子保健総合医療センター、大阪府立精神医療センター 小児科医・児童精神科医の研修:大阪自閉症研究会 精神科医師養成研修:(一社)大阪精神科病院協会、(公社)大阪精神科診療所協会 幼稚園教諭、保育士研修:(社福)北摂杉の子会 通所支援事業者育成・ペアレントトレーニング事業:府内 6 施設の社会福祉法人</p> <p>○発達障がい児者を支援するため、保健、福祉、教育、労働などの庁内関係部局が横断的に連携を図る庁内推進会議を開催した。</p> <p>○発達障がい児者支援体制整備検討部会を3回及び子ども及び成人両ワーキンググループを各2回開催した。</p>
<p>○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課) 近年の医療技術の進歩や核家族化の進行等に伴い、複雑、多様化する患者ニーズに対応するため、地域性を活かした支援を行う「保健所、保健センター、保健福祉センター」、専門性を活かした相談支援を行う「大阪難病医療情報センター」、当事者性を活かした相談事業を行う「大阪難病相談支援センター」が、それぞれ連携しながら、地域で生活する難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消を図ります。</p>		<p>（平成 28 年度） ○大阪難病相談支援センターにおいて、難病患者・家族の日常生活における相談・支援に努めた。 ・相談件数 来所:126 件 電話:1011 件</p>

		<p>○保健所に難病相談支援センターニュースや各種学習会の案内を配付し事業啓発を行った。</p> <p>○大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者・家族や医療・保健・福祉関係機関からの医療等に関する相談・支援に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 電話・来所面接・メール:6507 件
<p>○高次脳機能障がい者に対する支援(地域生活支援課)</p> <p>全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図り、高次脳機能障がい者の社会復帰等に向けた専門的な支援について相談等を通じて充実を図ります。</p> <p>さらに府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修を行うことで高次脳機能障がいに対する理解を深め、地域支援ネットワークの構築により連携強化を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次医療圏ごとに研修会を開催1回以上/年 ・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏域(すべての二次医療圏) 	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○8 つの二次医療圏域において、研修の実施と、「圏域ネットワーク会議」を年に1~4 回開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施 基礎研修会 1 回/年開催:319 名 医療関係機関等職員研修 1 回/年開催:194 名 市町村担当者研修 1 回/年開催:20 名 NW地域支援者養成研修 3 日間/年開催:受講者数 62 名 <p>・「圏域ネットワーク会議」の開催</p> <p>8 圏域の参加者計:2175 名(うち、大阪市域を除く7 圏域では、地域支援ネットワーク体制整備事業の委託を受けて開催。)</p> <p>○高次脳機能障がい支援普及事業として、障がい者医療・リハビリテーションセンターを支援拠点機関として、支援コーディネーター5 名を配置し、外傷性脳損傷や脳血管障がい等による認知障がいを中心とする後遺症がある高次脳機能障がい者への専門的な支援を行うとともに、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り体制整備を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談案件数:841 件
<p>(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化</p>		
<p>○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課、自立支援課、生活基盤推進課)</p> <p>地域における相談支援体制のネットワーク組織である自立支援協議会の活性化や機能強化のための支援を行います。</p> <p>また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例を活用した支援体制の充実のためのモデルケースの紹介などを行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に関する専門部会等を設置する市町村数 43(すべての市町村) ・就労支援に関する専門部会等を設置する市町村数 43(すべての市町村) 	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○「各地域協議会の運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催した。平成 28 年度は、「地域支援力の向上」をテーマに、地域の支援力を高め、地域自立支援協議会等を活性化していくためにどのような取り組みが必要か、また具体的に実践している取り組みについて情報交換を行った。また、情報交換会における基礎資料として、地域協議会ごとの部会構成や開催頻度をとりまとめた。</p>
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課)</p> <p>大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握とあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。</p> <p>また、地域では解決困難な課題について、障がい保健福祉圏域や大阪府域全体で協議する機能を大阪府障がい者自立支援協議会に位置づけ、大阪府レベルでのネットワークの強化を図るとともに、医療、教育、就労関係機関等を対象にケアマネジメントによる支援への理解と参画を図るため、研修や制度の周知を行います。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○大阪府障がい者自立支援協議会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会:1 <p>○大阪府障がい者自立支援協議会に属する各部会における、平成28年度の進捗及び予定を把握し、全体会において報告を行った。また、第4期大阪府障がい福祉計画の平成27年度実績について取りまとめ、報告を行った。</p>
<p>(3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点</p>		
<p>○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課)</p> <p>地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○障がい者支援団体等の役員に大阪府地域福祉推進審議会の委員として参画していただき、第 3 期大阪府地域福祉支援計画の進捗について意見を頂いた。</p>
<p>○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築(地域福祉課)</p> <p>広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○「市町村地域福祉担当課長会議」において、小地域ネットワーク活動推進事業やCSW等配置事業など、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進するための施策についての情報提供等を行った。</p> <p>○「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」においてCSWや市町村職員に対し、第 3 期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。</p> <p>○「CSW ブロック別連絡協議会」などにおいて、CSW 同士の連携や他のコーディネーター(SSW 等)との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック別CSW連絡会開催状況 北河内ブロック 1回 中河内・南河内ブロック 2回 泉州ブロック 4回

<p>○社会福祉協議会の取組みの充実(障がい福祉企画課、地域福祉課) 地域福祉の推進を担う地域の社会福祉協議会が、障がい者福祉にさらに積極的に取り組むよう働きかけます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が大阪府障がい者自立支援協議会及びその各部会に委員として参画すること等を通じて、障がいのある人々が地域で自立した生活を送るための、多様なニーズに応じたきめ細やかな支援体制の構築に、大阪府と社会福祉協議会が協同して取り組んだ。</p>
<p>○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み(地域福祉課) 障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。 また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策について検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○すべての要援護者が安心して生活できるよう、小地域ネットワーク活動推進事業やCSW等配置事業など、地域住民による支え合い、助け合い活動を推進する事業に対して「地域福祉・子育て支援交付金」による支援を行い、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進した。 ・地域福祉・子育て支援交付金実績 交付市町村数 (37 市町村(政令・中核市を除く府内全市町村))うち、小地域ネットワーク活動推進事業実施市町村 37 市町村 CSW配置状況 37 市町村 155 名 交付額合計 1,974,945,000 円 ・セーフティネット構築に資する交付金を活用した事業例 孤立死予防事業(独居の方の孤立死に関する対応のため、必要に応じて現地へ急行する等を行う) 高齢者等安心生活支援事業(高齢者等に、乳酸菌飲料を配布し、安否確認等を行う) 等 ○「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」及び「市町村地域福祉担当課長会議」においてCSWや市町村職員に対し、第 3 期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「市町村におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。 ○「CSW ブロック別連絡協議会」などにおいて、CSW 同士の連携や他のコーディネーター(SSW 等)との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。 ・ブロック別CSW連絡会開催状況 北河内ブロック 1回 中河内・南河内ブロック 2回 泉州ブロック 4回</p>
<p>○福祉基金による助成(地域福祉課) 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がい者、高齢者、児童等への支援活動など府民福祉の向上に寄与することを目的に、府民が行う自主的な福祉ボランティア活動や地域福祉活動に対して助成を行った。 ・地域福祉振興助成実績(ボランティア活動など地域福祉活動の支援) 助成団体数 71 団体 助成総額 31,874 千円</p>
<p>(3) 地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解</p>		
<p>○施設コンフリクトの解消(人権局、生活基盤推進課) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間における施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。 「人権局ホームページ」を活用する等、啓発を図ります。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用することによって、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図った。</p>
<p>(3) 地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保</p>		
<p>○福祉人材の確保に向けた総合的な取組み(地域福祉課) 他の職種に比べて有効求人倍率が高い水準で推移する等、福祉・介護人材の確保は全国的に厳しい情勢にあります。福祉・介護サービスを充実させ、福祉・介護の基盤を支える人材を確保するため、大阪福祉人材支援センターの活用やハローワーク等関係機関と連携し、より効果的な手法により人材の確保・定着に努めるなど総合的な取組みを進めます。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・17万4千人 ※厚生労働省推計ツールによる仮試算値。今後、市町村介護保険計画における数値の精査により、変動する可能性がある。</p>	<p>(平成 28 年度) ○急激な少子高齢化の進展の下、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年に向けて、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応していくために、介護人材を安定的に確保し、定着を図るため「地域医療介護総合確保基金」を活用した「介護人材確保・職場定着支援事業」等を実施している。 1. マッチング力の向上事業 ○大阪福祉人材支援センターにキャリア支援専門員を配置し、キャリア支援専門員が事業所や学校等を個別訪問し、求人・求職者双方のニーズを把握することでマッチング機能の強化を図った。また、地域関係機関と連携し、地域ぐるみで人材の円滑な参入を促進した。 ・実績 合同面接会 174 人 セミナー参加者数 4,429 人 2. 参入促進・魅力発信事業 ○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験を実施する。また、教育関係機関と連携を図り、大学生や高校生など若年者を対象に福祉の職場体験バスツアーをはじめとする福祉体験の機会を提供することにより、福祉分野が進路の選択肢となるよう、福祉・介護の魅力を発信した。 ・実績 職場体験者数 617 人</p>

		<p>3. 介護人材キャリアパス支援事業</p> <p>○介護福祉士等養成施設の教員が、府内の介護保険法に基づくサービス提供を行う小規模の事業所のニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の育成等を行うことにより、介護職員が事業所において見通し(キャリアパス)を持って働けるよう、資質の向上ができる体制づくりを支援し、職場定着を支援した。</p>
<p>○大阪府福祉人材支援センターの運営(地域福祉課)</p> <p>社会福祉施設等の福祉の現場において安定した人材確保を図るため、大阪府福祉人材支援センターを運営し、福祉人材の確保及び養成の支援につながる各種事業を実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>障がい者雇用促進の観点から就労相談窓口を設置し、就職フェアを開催(夏1回、春1回)</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○福祉分野における職業紹介や求人・求職相談などの無料職業紹介業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介人数 248 人 ・求人相談 13,727 件 ・求職相談 3,459 件 <p>○府内の社会福祉施設等と福祉分野への求職者との面談の場を提供することにより、福祉人材確保の推進を図るため、合同求人説明会の開催「福祉の就職総合フェア2016 in OSAKA」及び合同求人説明会「福祉の就職フェアSPRING in OSAKA」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同求人説明会「福祉の就職総合フェア2016 in OSAKA&セミナー」の概要 日時・場所 平成 28 年 7 月 16 (土) インテックス 大阪 参加法人数 264 法人 求職者数 1,157 人 ・合同求人説明会「福祉の就職フェアSPRING in OSAKA&セミナー」の概要 日時・場所 平成 29 年 3 月 4 日(土) 京セラドーム大阪 参加法人数 229 法人 求職者数 700 人
<p>○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(地域福祉課、地域生活支援課)</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上するための研修を実施します。</p> <p>また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行支援従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○障がい者が安心して利用できる介護サービスを提供できる人材を養成するため、訪問介護員2級課程修了者を対象に、障がい者の特性に対する理解と専門的知識、技術を習得させる居宅介護職員初任者(障がい者ホームヘルパー)研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成人数:59 人 <p>○視覚障がい者移動支援事業従事者及び同行支援従事者の資質向上を図るための指導者を養成する研修に受講者を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣人数:7 名 <p>【知事指定事業者による実施分】</p> <p>○居宅介護従業者養成研修 受講者人数 658 人 / 指定事業者数 28 団体</p> <p>○移動支援従業者養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身性障がい者課程 受講者人数 2,347 人 / 指定事業者数 85 団体 ・知的障がい者課程 受講者人数 931 人 / 指定事業者数 49 団体 ・精神障がい者課程 受講者人数 171 人 / 指定事業者数 18 団体 <p>○同行支援従業者養成研修(平成 23 年 10 月 1 日～) 受講者人数 3,216 人 / 指定事業者数 65 団体</p>
<p>○保育所保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課)</p> <p>保育所保育士や放課後児童クラブ指導員等の資質の向上を図るため、障がい児の保育や援助方法など、必要な知識や技術に関する研修を実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(200名以上受講)</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○障がい児保育を担当している保育士等を対象として、障がい児の保育に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施した(毎年度1回開催)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数 63 人(平成 29 年 3 月実施) <p>○全市町村の放課後児童クラブ指導員を対象とした研修を 4 日間実施した。このうち1日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「障がいの理解とその対応」をテーマとして取り上げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数 449 人
<p>○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課)</p> <p>こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。</p>	<p>目標値(平成27年度)</p> <p>精神保健福祉関係機関職員を対象として精神保健に関する専門的な研修を実施し、延べ1,030人受講</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○こころの健康総合センターにおいて府職員及び関係機関職員への研修を実施した。</p> <p>○「精神保健福祉法(第 6 条)」及び「精神保健福祉センター運営要領」に基づき、精神保健福祉業務・活動に従事する職員(健康医療部精神保健福祉担当職員・医療機関職員・障がい福祉サービス事業所等職員・市町村担当職員等)の資質の向上を目的に、広く関係者の育成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康医療部精神保健福祉業務従事者研修

		<p>新転任研修 延べ 94 名 現任研修 延べ 81 名 ・市町村および関係機関保健福祉業務担当者研修 新任研修 延べ 301 名 現任研修 延べ 93 名 ・自殺対策関連研修 自殺予防相談従事者養成研修、認知行動療法研修、アディクション関連研修、自死遺族相談従事者養成研修等 延べ 363 名 ・依存症対策関連研修 関連機関職員研修 延べ 261 名 医療機関職員研修 延べ 161 名</p>
<p>○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課) 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。</p>	<p>目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を年3回実施</p>	<p>(平成 28 年度) ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者 1,203 名(うち児童 430 名) ○相談支援従事者初任者研修(2日課程) 943 名</p>
<p>○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課) 強度行動障がい有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成(基礎研修)及び強度行動障がい有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成(実践研修)を実施します。</p>	<p>目標値 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施</p>	<p>(平成 28 年度) ○強度行動障がい支援リーダー養成研修:20 事業所 ○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修):修了者 720 名 ○強度行動障がい支援者養成研修(実践研修):修了者 370 名</p>
<p>(4)まちで快適に生活できる</p>		
<p>○福祉のまちづくりの推進(建築企画課) 大阪府内の特定行政庁や指定確認検査機関等と連携を図り、円滑な基準適合義務の運用を図ります。また、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化が図られた施設の円滑な利用を促進するため、民間事業者等との連携によりバリアフリー情報の発信、提供がなされるよう検討します。 バリアフリー化された施設の適正利用に関する啓発・助言を実施します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の理念や趣旨、基準等を記載し、都市施設の設計時や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を平成 28 年 4 月に公表した。これを活用し、府民、事業者、設計者等に対して周知・啓発を行った。 ○福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう、その進行管理や推進方策について検討する「大阪府福祉のまちづくり審議会」(平成 24 年 11 月設置)等を開催した。 <開催実績> ・第 5 回大阪府福祉のまちづくり審議会(平成 28 年 11 月 24 日) ・第 10 回福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(平成 28 年 9 月 23 日) ・第 11 回福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(平成 29 年 2 月 15 日) ○既存施設改善計画定期調査報告を実施した(平成 28 年 7 月 25 日～9 月 9 日)。</p>
<p>○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課) 府有建築物の新築・建替にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。 また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○府有施設のバリアフリー性能表示に向けた庁内調査(平成 27 年 5 月～6 月)を実施するとともに、調査を基に、府有施設のバリアフリー情報をホームページに掲載・更新した。</p>
<p>○府営公園の整備(公園課) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が安心して利用できるよう整備を行います。</p>		<p>(平成 28 年度) ○服部緑地など 3 公園で、高齢者や障がい者、幼児などあらゆる人々の利用に配慮した公園づくりを進めるための改修を実施した。</p>
<p>○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課) 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで) 平成27年度末時点の実績(32市1町、134地区)をふまえ、未策定市町村での早期作成をめざす</p>	<p>(平成 28 年度) ○基本構想作成状況 ・平成 13～28 年度作成済 33 市町 134 地区(うち、平成 28 年度作成 1 市 見直し 1 地区) ○基本構想未策定市町への策定依頼(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)</p>
<p>○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課) 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施</p>	<p>(平成 28 年度) ○安全で快適な歩行空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の整備改善を推進した。 ・平成 28 年度末時点 府管理道路の特定道路指定地区数 55 地区(52.50 km) うち 39 地区(46.45 km)整備完了。 整備率 88.5%</p>

<p>○バリアフリー対応型信号機の整備（府警本部交通規制課）</p> <p>障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等の整備を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等の移動等円滑化を実施</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○重点整備地区の生活関連経路等を重点に、高齢者や身体障がい者等の安全を確保するため、音響式信号機(視覚障がい者用付加装置)の設置を継続実施した。</p> <p>・視覚障がい者用付加装置 設置数：10基(平成28年度末累計:1,557基)</p>
<p>○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進（建築企画課）</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針をふまえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「バリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等の制約条件をふまえ、可能な限り移動等円滑化を実施</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○既存駅舎のエレベーター整備に対する補助事業を実施した。</p> <p>・補助実績:1駅(エレベーター1基)</p>
<p>○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み（建築企画課・都市交通課）</p> <p>国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ります。</p> <p>鉄道事業者が設置する可動式ホーム柵について、大阪府では国や地元市町と協調して支援することとしており、その整備促進に向けて、鉄道事業者に転落防止対策に関する計画の策定を働きかけます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○JR 大阪駅・高槻駅、阪急十三駅、北急千里中央駅・桃山台駅・緑地公園駅に整備される可動式ホーム柵に対し、補助を実施した。</p> <p>○6月16日に開催された「平成28年度大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場において、事業者に対して、可動式ホーム柵設置の働きかけを行った。</p>
<p>○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（建築企画課、障がい福祉企画課）</p> <p>車いす使用者用駐車区画に障がいのない人が駐車するなど、真に必要な人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、通常の車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペースの設置(いわゆる「ダブルスペース」)を推進します。</p> <p>さらに、利用証を交付することにより、これらの「ダブルスペース」に駐車できる対象者を明確にすることで、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○車いす使用者用駐車場の適正利用を呼びかけるポスターを掲示し、府民や事業者等へ啓発を行った。</p> <p>○ダブルスペースを推進するためのチラシを活用し、府民や事業者等へ普及・啓発を行った。</p> <p>○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、府民や事業者等へ制度の周知を行うとともに、利用証申請者からの申請を受け付け、審査の結果、累計 5,490 件の利用証を発行した。また、府内の様々な施設へ協力依頼を行い、平成 28 年度末時点で、530 施設へ、820 区画分の「ゆずりあい駐車区画」表示カバー等の配布を行った。</p> <p>○車いす使用者用駐車場の適正利用を推進するため、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおいてダブルスペースの取り組みや「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について記載。</p>

具体的な取組み	目標	実施状況
(1)早期療育を受ける ①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実		
<p>○乳幼児健康診査等の実施(地域保健課)</p> <p>市町村において、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見と早期治療・早期療育に結びつける適切な健康診査や保健指導を実施するとともに、虐待予防を含む育児支援にも重点を置いた健康診査の実施を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における乳幼児健康診査等 ・先天性代謝異常等検査 <p>また、市町村において実施する乳幼児健康診査等について、受診者の満足度向上や育児支援にも重点を置いた健診が図られるよう、引き続き、保健師の研修などを実施し資質の向上に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師母子研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者:82 名 <p>○市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、平成 27 年度母子保健関係業務報告を取りまとめて大阪府母子保健運営協議会で報告した。「すこやか親子 21」の標準的問診項目については、平成 28 年度 42 市町村で取り入れている。</p> <p>○フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症を早期発見し、早期に治療が行えるよう、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査延べ件数:147,560 件
<p>○要支援児童の早期発見と支援の充実(家庭支援課)</p> <p>市町村の障がい児相談で対応困難な事例や被虐待・養護性の問題を抱えた事例など、より専門的な相談に対応するとともに、市町村における障がい児関係機関ネットワーク会議等への出席を通じて、市町村との連携を強化し、要支援児童の早期発見に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○都道府県の役割が市町村の後方支援や専門的診断・指導に特化されていることから、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例の中で、子ども家庭センターの指導・助言が必要な場合の対応や市町村への助言指導を行った。また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会においても、支援を必要とする児童について市町村と連携した。</p>
<p>○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課)</p> <p>保健所において、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(在宅高度医療児)を中心に身体障がい児・慢性疾患児とその家族に対して、保健師による訪問指導や療育相談等の個別支援と学習会や交流会等の集団支援を実施します。</p> <p>また、NICU等への長期入院児の円滑な退院を促進し、在宅高度医療児に関わる地域医療機関と訪問看護事業所の参入を推進するとともに、関係機関(医療・保健・福祉・教育)のネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○身体障がい児や慢性疾患児とその家族に対する専門相談、患者・家族交流会や、保健師による訪問指導を行った。</p> <p>○身体障がい児・・・専門相談、患者・家族交流会参加延べ人数 985 人／訪問延べ人数 2,221 人</p> <p>○慢性疾患児・・・専門相談、患者・家族交流会参加延べ人数 2,116 人／訪問延べ人数 2,325 人</p> <p>○在宅高度医療児への理解の促進(地域医療機関、関係機関対象の研修・連絡会の開催)</p> <p>○小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》の活用:48 件</p> <p>○在宅高度医療児の地域医療機関利用率:66% 訪問看護利用率:71%</p>
(1)早期療育を受ける ②療育支援の充実		
<p>○障がい児関係機関ネットワークの充実強化(家庭支援課、地域生活支援課)</p> <p>保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対して、大阪府から情報提供や相談対応を行い充実強化を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数 41(指定都市を除くすべての市町村)</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○障がい児関連施策地域連絡協議会について、41 市町村のうち、38 市町村について設置済み。</p>
<p>○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実(家庭支援課、地域生活支援課)</p> <p>大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援機能を充実するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。</p> <p>障がい児相談支援事業所が確保されるよう、市町村に対して働きかけます。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>障がい児相談支援実施市町村数 43(すべての市町村)</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○子ども家庭センターにおける相談対応</p> <p>家庭等からの相談に応じ、必要な指導と児童福祉施設への措置等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭センターの障がい関係講演講師派遣回数 4 回 ・子ども家庭センターの障がい児及び乳幼児関係会議(参加回数) 109 回 <p>○平成 28 年度末時点の障がい児相談支援実施市町村数:41</p>
<p>○障がい児入所施設における療育指導等の充実(地域生活支援課)</p> <p>障がい児の自立支援及び福祉サービスの向上を促進するため、障がい児の状況に応じた療育の充実を図ります。</p> <p>また、障がい児入所施設に対し、サービス向上を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○障がい福祉施設機能強化推進事業の実施</p> <p>障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児(者)の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度補助額 219,361 千円(サービス向上支援事業 1 施設、特別介護加算事業 8 法人 9 施設)
<p>○障がい児通所支援事業の充実(地域生活支援課)</p> <p>障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めます。</p> <p>また、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。</p> <p>さらに、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を合わせて行う、地域の中核的な療育</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援事業所数50(指定都市を除く) ・児童発達支援センター設置市町村数33(すべての市) 	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○児童発達支援事業所数(医療型を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施の事業所数 387 事業所(指定都市を除く) ・実施市町村数 38 市町村(指定都市を除く)

<p>支援施設である児童発達支援センターを設置する市町村を支援します。</p>		<p>○放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 574 事業所（指定都市を除く） ・実施市町村数 39 市町村（指定都市を除く）</p> <p>○保育所等訪問支援実施事業数 ・実施の事業所数 50 事業所（指定都市を除く） ・実施市町村数 24 市町村（指定都市を除く）</p>
<p>○障がい児等療育支援事業の実施（地域生活支援課） 在宅の障がい児者の地域における生活を支えるため、障がい児者の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等を実施します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○平成 28 年度委託実施機関 2 箇所 ・人材育成、専門療育相談（研修）①全体研修 1 回、②専門研修 5 回、③交流（研修）会 4 回 ・機関支援事業（療育相談支援）実績件数 131 件</p>
<p>○視覚障がい幼児の地域における療育指導等の充実（家庭支援課） 視覚障がい幼児を養育している家庭等に対して、次の事業を行い視覚障がい幼児の発達支援と福祉の向上に努めます。 ・電話相談による育児指導 ・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援 ・保護者等に対する養育技術の向上のための研修</p>		<p>（平成 28 年度） ○視覚障がい児を療育している家族等に対して、通所や電話相談により、療育に必要な指導、助言を実施した。大阪府視覚障がい者福祉協会に委託して実施した。</p>
<p>（1）早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援</p>		
<p>○発達障がいのある早期発見の取組み（地域生活支援課） 乳幼児健診におけるスクリーニングの精度を上げるため『発達障がいのある早期発見のための問診項目』を策定し、市町村乳幼児健診問診票への導入を進めます。また、乳幼児健診に従事する保健師等への研修を通じて、発達障がいのある早期発見のための人材育成を行います。 ゲイズファインダーの市町村でのモデル実施を通じて、乳幼児健診での活用について検討します。 市町村と連携しながら、幼稚園教諭・保育士を対象とし、発達障がいのある子どもへの適切な支援及び小学校等の関係機関へのつなぎ力の強化を図るための研修を充実します。</p>	<p>目標値（平成28年度） 乳幼児健診問診票に「発達障がいのある早期発見のための問診項目」を導入した市町村数 43（すべての市町村）</p> <p>目標値（平成27年度） 保健師研修受講者数600名</p> <p>目標値（平成27年度） 研修により各園の中核となるスタッフ数 ・幼稚園教諭120名 ・保育士80名</p>	<p>（平成 28 年度） ○市町村乳幼児健診問診票の改訂 H25 年度に発達障がいのある早期発見のための問診項目を市町村へ提示するとともに、早期改訂を働き掛けた結果、全ての市町村で改訂が行われた。 ・1歳6ヶ月児健診：5市町村、3歳児健診：3市町村</p> <p>○ゲイズファインダーを活用した乳幼児健診の検討 市町村乳幼児健診へのゲイズファインダーの導入方法等について検討を行うため、府立精神医療センター及び母子保健総合医療センターにおいて、初診時に保護者の同意があった児を対象に、また市町村モデル事業として市町村乳幼児健診現場においてゲイズファインダーを活用した。 ・精神医療センター、母子保健総合医療センター ・泉大津市、守口市、貝塚市、河南町、枚方市（協力市※） ※枚方市については短期間の実施協力</p> <p>○市町村保健師研修 発達障がいのある早期発見をより充実するため、市町村保健センター等で乳幼児健診に主に従事する保健師や心理士等を対象として研修を実施 ・1回/年開催 延べ 34 名</p> <p>○気づき支援人材育成事業 発達障がいのある早期気づきの意義や支援機関、就学後のつなぎを強化するための研修を実施 ・幼稚園教諭等研修：45 名、保育士等研修 44 名</p>
<p>○発達障がいにかかる診断医療機関の確保（地域生活支援課） 適切な発達障がいのある診断を行うことができる医療機関を確保するため、医師に対して臨床における実習を含めた体系的な研修を実施するとともに、医療機関情報の整備を進めます。</p>	<p>目標値（平成27年度） 研修受講者数50名</p>	<p>（平成 28 年度） ○発達障がい医師養成研修 発達障がいのある確定診断ができる医師確保のため、小児科医等への研修を実施 年 4 回開催 延べ 275 名</p> <p>○発達障がい精神科医養成研修 発達障がいのある疑われる成人の者の診断ニーズに対応できる精神科医等を養成するための研修を実施 年 2 回開催 延べ 133 名</p> <p>○発達障がい専門医師養成研修 発達障がいのある診断し、家族等に対し継続してアドバイスができる医師を養成するため、講義や事例検討、臨床での実習を含めた研修を母子保健総合医療センター及び精神医療センターにおいて実施。 44名（小児科・精神科の合計）</p>
<p>○発達障がい児に対する医療的なケアや相談援助の実施（地域生活支援課、地域保健課） 情緒や行動上の問題・不登校・チックなどの神経症児、喘息や下痢・嘔吐などの心身症や、親子関係上の問題など、さまざまな精神的治療を必要とする子どもたちや家族を対象に、入院、外来治療と精神発達全般にわたる相談援助を実施している大阪府立精</p>		<p>（平成 28 年度） ○発達障がい医師養成研修 発達障がいのある確定診断ができる医師確保のため、小児科医等への研修を実施 年 4 回開催 延べ 275 名</p>

おなじく大阪府障がい児計画に掲げる条件の取組の対応状況について（エ/現場「すじ」）

<p>神医療センターたんぽぽにおいて、引き続き、発達障がい児に対する医療的なケアや相談援助を実施します。</p>		<p>○発達障がい精神科医養成研修 発達障がい疑われる成人の者の診断ニーズに対応できる精神科医等を養成するための研修を実施 年2回開催 延べ133名</p> <p>○発達障がい専門医師養成研修 発達障がい診断し、家族等に対し継続してアドバイスができる医師を養成するため、講義や事例検討、臨床での実習を含めた研修を母子保健総合医療センター及び精神医療センターにおいて実施。 44名（小児科・精神科の合計）</p> <p>○府立精神医療センターにおいて、発達障がいに関する診断など延べ11,537人に対し、外来診療を行った。</p>
<p>○発達障がい児療育の充実（地域生活支援課） 地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等において質の高い専門療育や家族支援が行われるよう、各二次医療圏にある専門療育を実施する発達障がい児療育拠点による機関支援や研修などを行います。 また、市町村が設置する児童発達支援センター等において、発達障がい児が専門療育を受けられることができるよう市町村を支援します。 さらに、家族支援の充実として、発達障がい児の保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングの実施や発達障がい児の保護者が相談相手となり、他の発達障がい児の保護者からの相談を受けるペアレント・メンター等の養成に取り組みます。 発達障がい児者がライフステージの変化に影響されことなく継続した支援が受けられるよう、市町村や支援者向けに「発達障がいのある方のための支援の引継ぎの手引き」を作成します。</p>	<p>目標値（平成29年度） 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数 43（すべての市町村） 目標値（平成27年度） ペアレント・トレーニングインストラクター養成80名 ペアレント・メンター等の養成60名</p>	<p>（平成28年度） ○府内で専門療育を行う6拠点のスタッフが各圏域内の児童発達支援センター等の従事者に対する研修の実施や事業所への訪問を行い、指導、助言等を通じて機関支援を実施した。 ・従事者研修 延べ1,284名 ・機関支援 61機関</p> <p>○ペアレント・トレーニングインストラクター養成研修 市町村でペアレント・トレーニングを実施するインストラクターの養成研修を40名に対し実施した。</p> <p>○ペアレント・メンターの養成・派遣 ・ペアレント・メンター登録者（養成研修修了）37名に対して、フォローアップ研修（8名受講）、スキルアップ研修（17名受講）を実施 ・ペアレント・メンターの派遣件数 10件</p>
<p>○大阪府発達障がい者支援センターの機能強化（地域生活支援課） 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して下記事業を行います。 ▼相談支援事業 ▼コンサルテーション事業 発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等の支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。 ▼普及啓発・研修事業 医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して自閉症等の発達障がいの理解と支援のための研修を行います。 ▼就労支援 アセスメント、支援計画の立案、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。</p>		<p>（平成28年度） ○発達障がい者支援センター運営事業 平成14年6月「自閉症・発達障がい支援センター」（平成17年12月に発達障がい者支援センターに改称）を設置し、府内における発達障がい有する障がい児（者）とその家族を対象に、相談・情報提供・療育・就労支援を行うとともに、関連施設・関係機関・関係団体等との連携のもと、発達障がいに係る情報提供や連絡調整、指導者養成研修などの支援事業を行った。 ・相談支援延べ件数 3,504件 （内訳）発達支援関連相談延べ件数 2,007件 就労関連相談延べ件数 1,497件 ・個別支援のための調整会議等の開催 83回 ・連絡協議会等の開催 17回 ・普及啓発研修の実施 66回</p>
<p>（2）教育を受ける ①幼児教育の充実</p>		
<p>○障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課） 私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。</p>		<p>（平成28年度） ○私立幼稚園等における障がい児受入れ支援 私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を就園させている幼稚園等に対し、補助金を交付した。 ・平成28年度補助対象 201園 1,157人（893,368千円）</p>
<p>○障がいのある幼児の指導（支援教育課、小中学校課、私学課） 家庭や関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。 すべての障がいのある幼児が、義務教育段階へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所と小学校との連携について、より一層の充実を図ります。</p>		<p>（平成28年度） ○障がいの種別や個々の状況に応じて、適切な配慮を行うよう幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけた。 ○私学課・幼稚園振興グループ主催の「平成28年度個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関する研修」（6/22、9/30）で、計92園を対象に、「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通じた基礎的な研修を行った。</p>
<p>○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、私学・大学課、小中学校課、高等学校課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。</p>		<p>（平成28年度） ○障がい児保育を担当している保育士等を対象として、障がい児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。（毎年度1回開催） ・参加人数 63人（平成29年3月実施） ○幼稚園新規採用教員研修等において、「支援教育の在り方と子ども理解」、「人権について考える」についての研修を実施した。</p>

		<p>○幼稚園 10 年経験者研修において、「支援教育と個別の支援計画」についての研修を実施した。</p> <p>○幼稚園教育理解推進事業大阪府協議会(11 月 17 日実施 参加人数 177 人)</p> <p>○就学前人権教育協議会(6 月 16 日、10 月 17 日、1 月 30 日実施 参加人数 683 人)</p>
<p>(2)教育を受ける ②小・中学校教育の充実</p>		
<p>○就学相談・指導の充実(支援教育課)</p> <p>就学に関する適切で多様な情報を提供し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めます。本人や保護者の意向を最大限尊重した就学相談・指導が行えるよう、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うとともに、就学後の継続した相談機能の充実を図るよう働きかけます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、研究協議会や学校見学会を行うとともに、本人や保護者の意向を十分に尊重した就学相談・指導が行えるよう、市町村教育委員会に対して指導・助言を行った。</p> <p>・障がい児就学事務研究協議会 参加人数 156 人</p>
<p>○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課)</p> <p>児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、医療機関と連携を図ります。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に市町村医療的ケア体制整備推進事業連絡会議を実施し、事例報告や研究協議を行った。</p> <p>・事業実施 26 市町 117 校</p>
<p>○通常の学級の充実(小中学校課)</p> <p>児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行います。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習のより一層の充実を図ります。</p>	<p>目標値 全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に 100%であった。(「平成 28 年度障がい理解教育実施状況調査」)。</p> <p>○冊子「精神障がいについての理解を深めるために」、「福祉教育指導資料～ぬくもり～」及び「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」について、授業や校内研修等での一層の活用を促した。</p> <p>○幼稚園における、障がいのある幼児を含むすべての幼児を大切に集団づくりや適切な配慮について、幼稚園教育担当指導主事会等を通じて、市町村教育委員会に働きかけた。</p> <p>○発達障がい等のある幼児・児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関する実践研究の成果をとりまとめ、『～すべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり～』を作成し、府ウェブページに掲載するとともに、人権教育主管部課長会や小・中・高等学校等障がい理解教育研修会において普及を図った。</p>
<p>○通級指導教室の充実(支援教育課、高等学校課)</p> <p>通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進します。また、発達障がい等の児童生徒の通級指導を行う際には、校内委員会等において、その必要性を十分に検討した上で実施するよう指導するとともに、通級指導の意義及び役割をふまえた適正な教員配置や、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めます。</p>	<p>《参考》 (平成24年度) 小学校158教室 中学校 45教室 <平成25年度> 小学校165教室 中学校 48教室 <平成26年度> 小学校165教室 中学校 48教室 <平成27年度> 小学校169教室 中学校 50教室 (平成28年度) 小学校171教室 中学校 51教室</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○通級指導担当教員研修において、実践交流を行うとともに、アセスメント等の研修を実施した。</p> <p>・平成 28 年度実績:小学校 20 人、中学校 11 人参加</p>
<p>○障がい理解に関する研修(小中学校課、高等学校課)</p> <p>小・中学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施した。</p> <p>・平成 28 年度実績(平成 28 年 10 月 31 日実施) 幼稚園 24 人、小学校 31 人、中学校 11 人、高校 1 人 支援学校 5 人、市町村教委1人 計 73 人</p> <p>○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員及び市町村教育委員会指導主事を対象に、平成 28 年9月に「小・中学校人権教育研修」を実施した。「障害者差別解消法と合理的配慮」に関する講義、小学校からの実践発表、障がい者の人権をめぐる現状と学校の役割についての講演を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。</p> <p>・平成 28 年度実績(平成 28 年 9 月 2 日実施) 教職員 66 名、市町村教育委員会 24 名 計 90 名参加</p>

		<p>○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小・中高等学校教職員を対象に、平成 28 年 11 月に「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施した。「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくりを進めるために」と題し、支援教育の視点を生かした学級経営や授業づくりの在り方等について講演を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。</p> <p>○平成 28 年度実績(平成 28 年 11 月 21 日実施) 小学校 120 名、中学校 61 名、高校 55 名、市町村教育委員会 21 名 計 257 名参加</p>																																		
<p>○公立小中学校の教育環境の整備(施設財務課) 障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○平成 29 年 3 月 31 日での実績 設置状況 (実施主体:市町村) ・障がい者用トイレ 小学校 993 校中 978 校 中学校 460 校中 457 校 ・エレベーター 小学校 993 校中 435 校 中学校 460 校中 224 校</p>																																		
<p>(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実</p>																																				
<p>○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮をした。 平成 29 年度入学者選抜 (府立高等学校) 特別 一般 ・点字による受験 及び時間延長 0 人 0 人 ・時間延長 5 人 25 人 ・代筆解答 0 人 6 人 ・筆答代替 1 人 3 人 ・拡大用紙 6 人 19 人 ・介助者の配置 1 人 11 人 ・自己申告書の代筆 0 人 6 人</p>																																		
<p>○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備(高等学校課、施設財務課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、卒業後の進路支援に向けて、関係部局・機関との連携を進めます。 障がいのある生徒が興味関心に応じ、学校を選択できるとともに、学校生活が円滑にできるよう高等学校施設の福祉整備を推進します。 高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度) 全府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成</p>	<p>(平成 28 年度) ○平成 28 年度の個別の教育支援計画の作成率は 66.7%で、前年度と比較して 12.4 ポイント増加した。 ○障がいのある生徒が学習活動を円滑に行えるよう下記の施設・設備の改善等を行った。 平成 29 年 3 月 31 日までの実績 設置状況 ・障がい者用トイレ 138 校中 138 校 ・エレベーター 138 校中 98 校 ・段差解消 138 校中 138 校 ・手すり設置 138 校中 135 校 平成 28 年度設置状況 ・エレベーター 4 校 ・段差解消 2 校 ・手すり設置 2 校 ・福祉トイレ設置 2 校</p>																																		
<p>○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題をふまえながら教育環境の一層の充実を図ります。 また、自立支援推進校・共生推進校の志願倍率を公立高校前期入学者選抜の平均倍率に近づけるよう、計画的に整備していきます。</p> <p>《参考》自立支援推進校及び共生推進校の状況</p> <table border="1" data-bbox="116 1337 725 1453"> <tr> <td></td> <td></td> <td>H18</td> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設置校数</td> <td>自立支援推進校</td> <td>9</td> <td rowspan="2">→</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>共生推進校</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>募集人数</td> <td>自立支援推進校</td> <td>23</td> <td></td> <td>27</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>27</td> </tr> </table>			H18		H23	H24	H25	H26	H27	設置校数	自立支援推進校	9	→	9	9	9	9	9	共生推進校	1	4	4	5	6	8	募集人数	自立支援推進校	23		27	27	27	27	27	<p>目標値(平成29年度) 公立高校前期入学者選抜の平均倍率1.44倍に近づける</p>	<p>(平成 28 年度) ○平成 29 年度入学者選抜における自立支援推進校及び共生推進校の志願倍率 自立支援推進校 3.93 倍(H28 2.22 倍) * 大阪市立を除く 共生推進校 1.75 倍(H28 1.63 倍)</p>
		H18		H23	H24	H25	H26	H27																												
設置校数	自立支援推進校	9	→	9	9	9	9	9																												
	共生推進校	1		4	4	5	6	8																												
募集人数	自立支援推進校	23		27	27	27	27	27																												

	共生推進校	2		12	12	15	18	24			
<p>○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。</p>										<p>(平成 28 年度) ○全ての府立高校に臨床心理士を配置した。 ○障がい(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、発達障がい、肢体不自由、病弱)別に支援教育研修を実施した。</p>	
<p>○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実(高等学校課) 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実に努めます。</p>										<p>(平成 28 年度) ○高等学校では、障がいの状況に応じて各学校で対応する等の取組みを進めた。</p>	
<p>○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、臨床心理士をエキスパート支援員として全校に配置するとともに、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行う学校生活支援員を配置します。</p>										<p>(平成 28 年度) ○すべての府立高校で入学時に生徒の状況やニーズを把握するための「高校生活支援カード」の取組みを行っている。 ○支援教育コーディネーターの指名 100% ○校内委員会の設置 100% ○個別の教育支援計画 66.7% ○個別の指導計画 63.8% ○全ての府立高校に臨床心理士を配置し、要望のある全ての府立高校に対して学校生活支援員(学習支援員、介助員)を配置した。</p>	
<p>○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府立高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実に努めます。</p>										<p>(平成 28 年度) ○府立高校及び府内の私立高校から支援教育サポート校 4 校への延べ相談件数 89 件 ○支援教育サポート校 4 校が、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等について相談に応じたり、教材を提供するなど支援した府立高校及び府内の私立高校数 40 校 ○支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師 38 件 ※支援教育サポート校(4校)・・・柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校</p>	
<p>(2)教育を受ける ④大阪府立支援学校の充実</p>											
<p>○支援学校の教育環境の整備(支援教育課) 府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、府内4地域で、新校各1校を整備するなど、教育環境の充実に努めます。</p>			<p>目標値(平成27年度) 知的障がい支援学校4校の整備(豊能・三島地域)平成25年度(泉北・泉南地域)平成26年度(北河内地域)平成27年度(中河内・南河内地域)平成27年度</p>	<p>(平成 28 年度) ○豊能・三島地域: 摂津支援学校(平成 25 年度開校) ○泉北・泉南地域: 泉南支援学校開校(平成 26 年度) ○北河内地域: 枚方支援学校(平成 27 年度開校) ○中河内・南河内地域: 西浦支援学校(平成 27 年度開校)</p>							
<p>○支援学校の通学対策の充実(支援教育課) 支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。</p>			<p>目標値(平成29年度) 全児童生徒の乗車時間を60分以内とする</p>	<p>(平成 28 年度) ○乗車人数の増加に対応するため、平成 28 年 4 月に増車を行った。 ・271 台(10 台増車) 府に移管されたバス台数は 56 台。(3 台増車) ・旧大阪市立特別支援学校が府に移管されたこともあり、前年度より通学バス利用者が 1406 人増加。 ・平均乗車時間 61 分以上の児童生徒は、4.4%となった。</p>							
<p>○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 保護者の意向や、児童生徒の障がいの状況を十分ふまえ、入学前の療育・教育機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を実施します。 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習をより一層推進します。</p>				<p>(平成 28 年度) ○障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、保護者等の参画を得ながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図った。 ・個別の教育支援計画の作成率(平成 26 年度) 100% ○「個別の教育支援計画作成・活用実践報告会」を実施し、引継ぎ時の有効な活用など先進的な事例の発信を行った。 ○「平成 28 年度大阪府障がい児理解推進事業連絡協議会」において交流及び共同学習の実践報告及び今後の方向性や展開、課題等について協議を行った。</p>							
<p>○支援学校の自立活動等の充実(支援教育課) 福祉医療関係の専門的知識を持つ人材である、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に加え、臨床心理士を特別非常勤講師として配置し、自立活動等における指導・助言を行います。</p>				<p>(平成 28 年度) ○支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的知識のある理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士を講師として配置した。 <平成 28 年度配置校> 理学療法士(22 校) 作業療法士(28 校) 言語聴覚士(29 校) 臨床心理士(33 校)</p>							
<p>(2)教育を受ける ⑤就労・自立に向けた教育の充実</p>											

<p>○支援学校の就労支援の充実(支援教育課) 就労にチャレンジする生徒の底辺拡大を見据えて、府立知的障がい支援学校に職業コースを設置し、支援学校高等部の職業教育の充実を進めるとともに、国・府・市町村の各事業の情報提供など支援の充実を図ります。 「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用し、福祉や労働など関係機関との連携を深め、一人ひとりが地域社会で自立して生活していくことを念頭に、卒業後の就労状況の確認やアフターフォロー等を含めた支援を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 35%</p>	<p>(平成 28 年度) ○関係部局・団体と連携し、職場体験実習先の確保・情報提供に努め、早期からの職場実習の実施を促した。 ○府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 ・平成 28 年度:26.2%・就職者数 293 人 (27 年度 25.6%・214 人) ○平成 28 年度、新たに府立知的障がい支援学校高等部に職業コースを設置した校数 2校 東淀川支援学校 生野支援学校</p>
<p>○職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の整備(支援教育課) 府内3地域に整備する新校に、知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめざす「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」を併設します。</p>	<p>目標値(平成27年度) 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校3校の整備 (豊能・三島地域)平成25年度 (泉北・泉南地域)平成26年度 (北河内地域)平成27年度</p>	<p>(平成 28 年度) ○豊能・三島地域:とりかい高等支援学校(平成 25 年度開校) ○泉北・泉南地域:すながわ高等支援学校(平成 26 年度開校) ○北河内地域:むらの高等支援学校(平成 27 年度開校)</p>
<p>○就労に向けた支援学校と関係機関の連携(支援教育課) 支援学校は市町村の自立支援協議会等へ参画し、地域の関係機関とさらなる連携を進めます。就労に関わる、職場開拓・就労後の定着支援・安定して地域で暮らすために必要なサービスの活用について、生徒の在学中からセーフティネットワークの構築を公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、福祉機関等と協働します。 また、地域で自立して生きる社会人への移行をスムーズに行えるよう「個別の移行支援計画」の作成を行い、卒業後を見据えたキャリア教育プログラムの中に主体的に関係機関を活用できるような進路学習の設定や、生徒に応じた職場実習を設定します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な進路指導及び必要な支援を関係諸機関とともに行うために、「個別の教育支援計画」、「個別の移行支援計画」の内容の充実を図り、活用をすすめた。 ○進路指導研究会支援学校部会を開催し、学校間や福祉・労働機関等との情報交換に努め、進路指導主事の資質の向上を図るとともに、府内ブロック別進路指導関係機関連絡会において、地域の関係機関との連携を深めた。 ○雇用創出基金事業「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」を活用して、職場定着についての企業ニーズの情報提供や就職希望の生徒に対する職場実習事前指導、職場定着に向けた教員対象の学習会等を開催した。 ○就労支援・キャリア教育強化事業により、支援学校のモデル校3校にコーディネーターを配置し、授業改善プランの検討・評価や、職場実習受入企業の開拓等を行った。支援学校教員を対象に、成果報告会・就労支援研修(平成 28 年 12 月)を開催した。 ○一般社団法人関西経済同友会、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)等との連携をすすめ、学校に対して職場実習の受け入れ可能な事業所の情報を提供することで、個々の生徒に適した事業所の開拓や職場実習プログラムの充実に努めた。</p>
<p>○視覚障がいのある生徒の就労に向けた支援(支援教育課) 大阪府立視覚支援学校の校舎改築にあたり、教育環境の整備を図るとともに、視覚障がい者の社会参加と自立を促進する教育課程への再編を行い、教育内容の充実を図ります。</p>		<p>(平成 28 年度) ○視覚支援学校の現地建替工事及び学科・教育課程の再編を行った。 ・平成27年4月柔道整復科の設置 ・平成27年10月工事完了</p>
<p>(2)教育を受ける ⑥個別の教育支援計画等の充実</p>		
<p>○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズにきめ細かく対応するため、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級を設置し、個別の教育支援計画を活用した交流及び共同学習の推進に努めます。支援学級を学校の中心に位置づけ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進します。 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、本人や保護者の意向を尊重しながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図ります。</p>	<p>目標値 小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率 100%の維持</p>	<p>(平成 28 年度) ○障がい種別による支援学級の設置。 ・平成 28 年度実績 小学校 3,926 学級 中学校 1,572 学級 義務教育学校 6 学級(平成 27 年度実績 小学校 3,708 学級 中学校 1,501 学級) ○「個別の教育支援計画」の作成状況確認の為、全市町村を対象に学校訪問を実施。 (平成 28 年度実績) ・小・中学校への訪問件数 42 校(小学校 35 校 中学校 7 校) ○「個別の教育支援計画」の作成意義や先進的な活用事例等を発信するために、幼稚園、小・中学校教員等を対象に、「個別の教育支援計画」の作成・活用実践報告会を行った。 ・実践報告会参加者(市町村) 238 人</p>
<p>(2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮</p>		
<p>○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課) 支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・「特別支援学校教諭等免許」の保有率 100% ・地域支援室の設置 全府立支援学校(32校)</p>	<p>(平成 28 年度) ○平成 28 年度「特別支援学校教諭等免許」保有率 66.1% (平成 27 年度 保有率 65.5%) ・特別支援学校教諭二種免許状の保有率向上の取組として、免許法認定講習を引き続き実施した。(大阪市・堺市と共催) ・府立支援学校教諭を対象に免許保有及び単位修得状況を調査し、各校に対し、免許未保有者個別に認定講習受講を促すよう依頼した。 ・免許取得に必要な単位を修得した者(延べ数) 平成 27 年度 1,756 人 ⇒ 平成 28 年度 1,784 人 ○平成 28 年度「地域支援室」設置校 26 校 (平成 27 年度 設置校 22 校)</p>

		<p>・地域支援室の整備や来校相談の体制の充実について、周知啓発を行った。</p>
<p>(2) 教育を受ける ⑧ 高等教育の充実</p>		
<p>○大阪府立大学における障がい学生への支援等(府民文化総務課) 高等教育機関として、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な支援体制を整備し、障がい学生への支援の取組みを推進するよう、公立大学法人大阪府立大学に対し、働きかけを行います。 ・大学の障がい学生支援の基本的な考え方となるガイドラインの作成 ・障がい学生支援の取組みを点検・推進していく全学的システムの構築 ・障がい学生のみならず、周りの教職員・学生からの相談にも対応し、支援を行うための全学的な体制の整備 ・障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、事務関連部門及びサポート学生等との緊密な連携による支援ネットワークの構築 ・障がい学生支援の取組みについて、教職員や学生における理解の促進、意識啓発及び学外への情報発信 ・入学志願者からの事前相談に始まり、入学後の学修上の相談、進路や就職に関する相談まで、関係部署が連携して行う障がい学生に係る包括的な支援の実施 ・障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるような学内環境の点検・整備 ・障がい学生の支援をサポートし協力する学生の養成と派遣 ・地域保健学域 教育福祉学類での障がい者特別選抜入試の実施</p>		<p>(平成 28 年度) (※)平成 17 年 4 月 1 日より府立 3 大学の再編・統合及び法人化により公立大学法人大阪府立大学となった。大阪府は設立団体として、法人が主体的に「第 4 次大阪府障がい者計画」に定めた計画・目標等を達成できるよう支援・要請を行った。</p> <p><参考：大阪府立大学の取り組み></p> <p>◎ガイドラインの作成、全学的支援拠点の開設、包括的な支援の実施 ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」の作成に着手し、平成 28 年 4 月 1 日付で施行。 ○障がいのある学生個々のニーズにあった「合理的配慮」を提供できるよう、「障がい学生支援ガイドライン」(平成 27 年 4 月 1 日策定)に基づき、教職員等向けの説明会・研修会を実施。 ○合理的配慮の具体的な方法が分かりやすくなり、誰でも対応が可能となるよう、教職員向けの「障がいのある学生への支援の手引き」を作成。教職員向けポータルへの掲載、および非常勤教員への配布を行い、周知を行った。 ○「障がい差別解消にかかる不服等の相談員取扱要領」を作成、平成 28 年 7 月 1 日付けで施行し、相談員を設置。 ○「大阪府立大学アクセスセンター」において、アクセス・アシスタント(学生サポーター)の養成事業や学生・教職員を対象としたアクセスセンター企画セミナー(障がいのある学生による報告会等)の開催。 また、就職支援として、キャリアサポート室との情報共有・連携強化。</p> <p>◎支援体制の整備 ○障がい学生支援の取組みについての理解促進・意識啓発 ・平成 28 年 4 月 8 日 新規採用教職員等研修会の開催。 ・平成 28 年 9 月 23 日 障がい差別解消にかかる不服等の相談員向け説明会の開催。</p> <p>◎学内環境の整備 ○福祉対応のための整備を行った。 ・B1 棟の改築に伴い、エレベーターの増築および自動ドアの整備を行った。</p> <p>◎障がい学生の支援をサポートし協力する学生を養成し派遣した。 ○ノートテイクの養成研修を実施(ノートテイク等登録者数 67 名) ○ノートテイク等の実施状況(対象学生 7 名) ・ノートテイク等実施数 のべ 1225 回(1837 時間)(※) ・手話通訳実施回数 計 95 回(※) ・コミュニケーションサポート実施回数 計 52 回(※) ※上記の各実施回数には、利用学生都合によるキャンセル回を含まない</p> <p>◎入試上の配慮 ○平成 29 年度入試(平成 28 年度実施)において、のべ 11 件(7 名)の受験上の配慮を行った。 ・学域一般入試 発達障がい:1 件 精神障がい:2 件(1 名) 聴覚障がい:4 件(2 名) 病弱・虚弱:2 件(1 名) その他:1 件 ・障がい者特別選抜入試 重複障がい(肢体不自由・視覚障がい):1 件</p>
<p>(3) 地域で学ぶ</p>		
<p>○障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課) 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して研修を行い、身近な地域において障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 また、ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が実施できるよう参考となる情報の提供に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○府内の障がい者関係団体に事業助成財団等の情報を提供するなど、学習機会の提供の支援に努めた。 ○市町村の社会教育関係職員等に対して、障がい者の学習活動を支援するための人材養成につながる研修(人権教育セミナー)を実施した。(年 2 回)</p>

<p>○社会教育事業における理解・啓発の推進（地域教育振興課）</p> <p>府立の社会教育施設において、障がい者や障がいに対する理解を推進する取組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立少年自然の家において、障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業を実施 ・大阪府立中央図書館において、視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応 <p>また、大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して、参加体験型の研修を行い、図書館や公民館等社会教育施設において、障がい者が参加しやすい講座等を企画・推進する人材を育成するとともに、地域活動の核となる人材（PTAの役員等）に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。</p> <p>さらに、府内図書館組織や公民館組織と連携して、図書館や公民館等社会教育施設で障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人となない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。</p>	<p>目標値（平成29年度までの各年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府および市町村の社会教育関係者等を対象に人権教育セミナーを実施（年1回） ・PTAの役員・市町村の社会教育関係者等を対象に人権教育地区別セミナーを実施（年1回） ・障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業の実施（年1回） 	<p>（平成28年度）</p> <p>○市町村の社会教育関係職員等に対して、障がい者の学習活動を支援するための人材養成につながる研修（人権教育セミナー）を実施し、身近な気づきから課題解決に向けた自主活動につなげる参加体験型学習教材「動詞からひろがる人権学習」を配布した。（年2回）</p> <p>○公民館等の各種講座において、障がいのある人もない人もともに学べるよう市町村教育委員会及び府内公民館組織に対して働きかけを行った。</p> <p>○OPTA 役員、市町村社会教育関係者、地域コーディネーター養成講座修了者、親学習リーダー養成講座修了者を対象に、府内8地区において人権教育地区別セミナーを開催した。8地区参加者計239人。</p> <p>○府立少年自然の家で障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業（「乗馬体験と臨床動作法」）を実施した。（年2回）</p> <p>○中央図書館において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童向けに手話を用いたイベントやバリアフリー映画の上映会を実施した。 ・館内職員を対象に、手話講習会や視覚障がい者接遇研修を実施した。 ・府内市町村図書館等の障がい者サービス担当者等へ研修を実施した。
<p>○府立の少年自然の家や図書館の充実（地域教育振興課）</p> <p>府立の少年自然の家や図書館において、だれもが利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設機能の充実に努めます。また、ICT機器やインターネット等を活用して、施設機能ならびにサービスの充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼点字ブロックの敷設、段差の解消等 ▼ホームページのアクセシビリティの向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・Webサイトのユニバーサルデザイン化を推進し、蔵書検索システムを障がい者にとって、より使いやすいものへと改良 ・インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進 ・障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用研修を実施 <p>大阪府立図書館のコンピューターシステムについて、障がい者をはじめだれもが使いやすい環境の整備に努めます。</p>		<p>（平成28年度）</p> <p>【府立少年自然の家において実施したもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインに配慮したWebサイト ○咀嚼・嚥下障がいのある方へのペースト食や刻み食の提供 ○車椅子の方向け遊歩道の一部舗装 <p>【府立中央図書館において実施したもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○IT講習会（視覚障がい者向け中級講座 3日間 17人） ○パソコン個別支援 ○OCRによる墨字音声読み上げソフトによる図書館資料の提供 ○点図ディスプレイの利用サービス <p>【府立図書館において実施したもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインのWebサイトと音声化対応の蔵書検索サービス提供 ○重度の障がいのある人に対するインターネットによる郵送貸出申込 ○インターネット蔵書検索からの複写申込サービス ○携帯サイトの蔵書検索 ○ホームページ上での貸出期間延長が可能 ○インターネットで調査相談を申し込み、メールで回答を受け取れるサービス
<p>○学校におけるICT教育の充実（支援教育課）</p> <p>さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めます。</p> <p>また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組みます。</p>	<p>目標値（平成29年度）</p> <p>支援学校の教員の授業でのICT活用率</p> <p>100%</p> <p>《参考》</p> <p>平成25年度 81%</p> <p>平成24年度 79%</p>	<p>（平成28年度）</p> <p>○府立支援学校高等部在籍生徒を対象にICT講習会を実施。個々のニーズに合わせるため、知的障がいと肢体不自由を対象とした講習とし、終了後は担当教員の実践交流を行う場を設定した。</p> <p>○府立支援学校の情報教育に関する指導技術等の向上等を目的として、「府立支援学校ICT研究協議会」を行った。</p> <p>○平成28年度 支援学校の教員の授業でのICT活用率 78%（平成27年度 82%）</p>
<p>○学習情報の提供及び教材の整備（地域教育振興課）</p> <p>字幕付き視聴覚教材を大阪府視聴覚ライブラリーに配置することなどにより、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。</p> <p>大阪府立中央図書館において、だれもが利用しやすいという観点に立って、学習情報の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面朗読や墨字図書・録音図書の郵送貸出 ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内（点字版）等による学習図書情報の提供 ・大活字本・マルチメディアDAISYの収集・提供 ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供 		<p>（平成28年度）</p> <p>○府立図書館において、障がいのある人に対し、次の図書館サービスを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファックスによるレファレンス ・障がい等により来館が困難な人に対し、墨字図書の郵送貸出 <p>○府立中央図書館において、障がいのある人に対し、次の図書館サービスを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者への対面朗読や録音図書の収集・貸出 ・字幕・手話入りDVD等の収集・整理や郵送貸出 ・利用者向けに大活字図書、LLブック、DAISY図書、点字図書、字幕・手話入りの主なDVD等の所蔵目録の作成並びにホームページ等による広報 ・パソコンによる図書館資料の利用提供及び利用支援 <p>○人権教育啓発のためのDVD教材を府視聴覚ライブラリーに配置した。（平成28年度新規購入：7本、寄贈4本）</p>

具体的な取組み	目標	実施状況
(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大		
<p>○企業等の障がい者雇用への一層の促進(就業促進課)</p> <p>ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を指導するとともに、雇入れ計画の達成に向けた指導を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>実雇用率2.0%以上、雇用数45,600人</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を指導するとともに、雇入れ計画の達成に向けた指導を行った。</p> <p>・条例対象事業主の計画達成率 60.8%(H28年度末)</p> <p>(参考:府内民間企業の法定雇用率達成企業割合 平成27年6月44.0%、平成28年6月45.3%、民間企業の実雇用率 平成27年6月1.84%、平成28年6月1.88%)</p>
<p>○特例子会社の設立の促進(就業促進課)</p> <p>特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。</p>		<p>(平成28年度)</p> <p>○特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進した。(対象企業 7社)</p> <p>・平成28年度 特例子会社の設立:1社</p>
<p>○大阪ハートフル基金(就業促進課)</p> <p>大阪ハートフル基金を活用し、障がい者の働く場と機会を広げるため、障がい者の雇用に取り組む事業主を支援する事業を実施します。</p>		<p>(平成28年度)</p> <p>○大阪ハートフル基金を活用した「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」において、ハートフル企業顕彰(知事表彰)や「サポートカンパニーの集い」を実施するなどにより、障がい者雇用に取り組む事業主を支援した。</p> <p>・ハートフル企業顕彰(知事表彰)被表彰企業:大賞1グループ(2社)、教育貢献賞1社、チャレンジ応援賞2社</p> <p>・サポートカンパニーの集い:3回開催(大阪市290名、堺市37名、大東市15名)</p>
<p>○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課)</p> <p>企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校生徒等の職場実習受入れ企業の開拓や生徒と実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職を支援します。</p>	<p>目標値(平成28年度)</p> <p>支援学校等卒業生の企業等への就職者数:70人、職場定着:67人</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○教育庁等と連携して、支援学校生徒等の職場実習受入れ企業の開拓や生徒と実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職を支援した。</p> <p>・就職者数:73人</p> <p>・職場定着:67人</p>
<p>○職業能力開発の推進(人材育成課、自立支援課)</p> <p>・大阪障害者職業能力開発校及び大阪府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。</p> <p>・社会福祉法人などに委託して実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。また、福祉施設利用者の受講促進を図り、福祉施設からの一般就労の促進に努めます。</p> <p>・在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握し講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>職業訓練を通じて一般就労者数500人</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○職業訓練による就職者数 355人</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内訓練就職者数 238人 ・民間委託訓練就職者数 117人 <p>○在職者のスキルアップのため、職業に関する新しい知識やより高度な技能の習得と資格取得を支援するための短期講座を実施した。</p>
<p>○行政の福祉化の推進(福祉総務課)</p> <p>行政の福祉化の取組みについて、全庁をあげて推進していきます。その主な取組みは下記のとおりです。</p> <p>▼庁舎等を活用した雇用の創出(契約局、行政経営課)</p> <p>庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。</p> <p>▼福祉的就労の活性化(自立支援課再掲)・既存資源の福祉的活用(自立支援課、住宅経営室)</p> <p>府有施設を活用した就労訓練等を実施するとともに、知的障がい者・精神障がい者等グループホームへの府営住宅の提供を引き続き行います。</p> <p>▼市町村等への普及啓発(福祉総務課)</p> <p>総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>総合評価一般競争入札制度導入市町村数 20</p> <p>《参考》</p> <p>平成23年度は17市</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○庁舎清掃業務の総合評価一般競争入札導入市町村数 ○市(平成28年度末)</p> <p>○全庁における「行政の福祉化」に関する施策の進捗状況の把握及び実施の促進に努めた。</p> <p>▼庁舎等を活用した雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の清掃等業務の発注において、当該施設の清掃現場での知的障がい者等の雇用や、障がい者の実雇用率等を評価項目に盛り込んだ「総合評価一般競争入札」を実施した。 ・公の施設の指定管理者について、当該施設の清掃現場での知的障がい者等の就労や、障がい者の実雇用率等を評価基準に盛り込み、事業者選定を行った。 <p>▼福祉的就労の活性化・既存資源の福祉的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府有施設の清掃業務の一部を知的障がい者等の就労訓練の場として提供し、訓練修了生の民間企業への就労につなげる取組みを支援した。 ・知的障がい者・精神障がい者等のグループホーム・ケアホームの開設にあたり、府営住宅を提供した。 <p>▼市町村等への普及啓発</p> <p>総合評価一般競争入札をはじめとする「行政の福祉化」の取組みを府内市町村に啓発・周知するため、市町村に対し説明を行った。</p> <p>・大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会 平成28年6月17日</p>
<p>○公務労働における雇用創出(自立支援課、人事課)</p> <p>公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」を拡充するなど、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 10人</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○雇用者数 35名(うち知的障がい者29名、精神障がい者6名)</p> <p>○企業等への就労者数 9名(うち知的障がい者7名、精神障がい者2名)</p> <p>○職場定着および一般就労を目指して障がい特性に応じたSSTプログラムやメタ認知トレーニング、IT講習を実施し、スキルアップの機会を提供した。</p>

<p>○庁内職場実習の推進（自立支援課、人事課、支援教育課） 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を推進します。</p>	<p>目標値（平成29年度） 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で1名</p>	<p>（平成28年度） ○府立支援学校等に対し周知、庁内部局において実習生を受け入れた。事務作業等の体験により、就労に対する心構え等を養う機会を提供することで、知的障がい者・精神障がい者の就労支援を行った。 ・庁内職場実習（事務業務） 参加人数 26名（知的障がい者17名うち支援学校等からの参加者11名、精神障がい者9名） ・庁舎管理課・職場体験実習（守衛・植栽業務） 参加人数 59名（知的障がい者55名うち支援学校等からの参加者47名、精神障がい者4名うち支援学校等からの参加者2名）</p>
<p>○精神障がい者の社会参加の促進（精神障がい者社会生活適応訓練事業）（自立支援課） 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。</p>	<p>目標値（平成29年度） ・訓練実施人数：40名 ・協力事業所育成講座開催数：2回</p>	<p>（平成28年度） ○訓練実施人数 43名 ○協力事業所育成講座の開催状況 ・第1回参加人数 78名（商工労働部就業促進課と合同開催） ・第2回参加人数 140名</p>
<p>○大阪府における障がい者採用の充実（人事課、教職員人事課） 身体障がい者がその適性と能力に応じた公務に就く機会を保障するため、身体障がい者を対象とする採用選考を実施します。また、知的障がい者や精神障がい者の雇用の場の確保に努めます。 知事部局においては、適職の開発、職場環境の改善等に努め、毎年度の一般行政職採用数を基準として、その数の5%を目標に、障がい者雇用を推進します。また、知的障がい者については、引き続き非常勤雇用を計画的に進めるなど適職の開発等に努め、職員採用の実現に向けた取組みを推進します。さらに、精神障がい者については、非常勤雇用の計画的実施を進めます。 教育委員会においては、教員採用選考テスト等において障がい者対象の選考を行い、幅広く障がい者が受験する中で、教職員としての適性を有する者を数多く確保しており、引き続き法定雇用率を順守し一層の障がい者雇用を推進します。</p>	<p>目標値 知事部局において、毎年度の一般行政職採用数の5%を採用 教育委員会において、平成27年度中に法定雇用率2.2%を達成できるよう障がい者を有する教職員の採用を進める</p>	<p>（平成28年度） ○知事部局 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、昭和55年度から身体障がい者を対象とする採用選考を実施。また非常勤職員についても、身体障がい者を対象とした非常勤採用選考を実施。 ・採用数 平成29年度採用（平成28年度選考実施）3名 ・昭和55年度からの延べ採用人員 238名 ・非常勤職員採用数 平成29年度（平成28年度選考実施）11名 ・実雇用率 平成28年度 3.62%（参考：法定雇用率2.1 → 2.3（H25.4から引上げ）） ○教育委員会 ・新規採用数 平成29年度（平成28年度採用選考実施）、3名（教員）、1名（事務職員） ・実雇用率 平成28年度 2.20%</p>
<p>○公共工事発注における雇用・就業促進（総務委託物品課・建設工事課） 大阪府が発注する建設工事や設計業務等を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。</p>		<p>（平成28年度） ○建設工事の競争入札参加資格申請時に、障害者雇用状況報告を求め、法定雇用率を達成している業者のうち希望するものに対し、等級区分評点において福祉点を加算して格付けを行った。平成28年度において加算した業者は6,587名中264名であった。 ○また、電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料（商工労働部作成）を掲載するとともに、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業主（入札参加資格登録者・入札参加申込者）に対して障がい者雇用に関する普及啓発に努めた。 ○なお、入札参加停止となる対象（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業）はなかった。</p>
<p>○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進（総務委託物品課） 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。</p>		<p>（平成28年度） ○電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料（商工労働部作成）を掲載するとともに、委託役務業務及び物品等の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業主（入札参加登録者・入札参加申込者）に対して障がい者雇用に関する啓発を行った。（28年度入札参加資格審査新規申請約7,600社） ○また、各事業主の障がい者雇用数を把握することを目的に、障がい者雇用者数を入札参加資格登録申請項目の一つとし、申請時に申告させた。 ○なお、入札参加停止となる対象（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業）はなかった。</p>
<p>○「農と福祉の連携」による雇用・就労促進（農政室推進課） 農業の多様な担い手の参入促進と障がい者の雇用・就労の拡大を図るため、ハートフル企業等の農業参入を促進し、農業分野における雇用・就労の拡大に努めます。</p>	<p>目標値（平成29年度までの各年度） 毎年度3事業所</p>	<p>（平成28年度） ○平成27年度に開設したワンストップ相談窓口「ハートフルアグリサポートセンター」で、ハートフル企業等の参入などに係る相談対応を行った。（47件） ○参入事業者数 ・2事業所 ○既参入事業者の収益向上を図るため、共同輸送による物流コストの縮減と新商品の開発による収益改善について社会実験を行った。 ○広く府民にハートフルアグリの取組を普及・啓発を図るため、府内の各所でハートフルアグリに係る各種イベントを開催するハートフルアグリ推進ウィークを実施した。</p>
<p>(1)実際に多くの障がい者が働いている (2)企業等の障がい者雇用の不安の除去</p>		

<p>○事業主に対するきめ細かな支援(就業促進課) 「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成21年7月設置)において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。</p>		<p>(平成28年度) ○「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成21年7月設置)において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行った。 ・個別誘導・支援事業主数 548 社(ハートフル条例対象事業主 351 社、条例対象外事業主 197 社)</p>
<p>○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進(自立支援課、就業促進課、支援教育課) 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) 登録企業数1,000社</p>	<p>(平成28年度) ○障がい者雇用の機運を高めるため、雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を認証する「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」を実施。制度の周知と登録企業の拡大に努めた。 ・平成28年度末登録企業数:198社(うち優良登録企業数:145社)</p>
<p>○職場体験実習機会の確保・拡大(自立支援課、就業促進課) 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ▼職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者の職場体験機会の確保に努めます。 ▼職場実習機会の拡大 ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導の中で、障がい者の職場実習機会の拡大につなげていきます。 ▼職場体験実習の受入れ企業の開拓 ITステーション就労促進事業において、職場体験実習の受入れ企業の開拓を行います。</p>		<p>(平成28年度) ○職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就労支援を行っている OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者の職場体験の機会を確保し、75人が職場体験を行った。 ○職場実習機会の拡大 ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導の中で、障がい者の職場実習の機会の提供を要請し、22社が職場実習を受け入れた。 ○障がい者就労支援強化事業の中で、体験実習協力企業の開拓を行っており、受入企業には2,000円の奨励金を支給し、当該年度の職場体験実習の受け入れ先は4社であった。 ○大阪府ITステーションにおいて、職場実習協力企業との調整等を実施した。 ・ITステーション利用者の職場実習実績 6名(28年度)</p>
<p>(1)実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携</p>		
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進(自立支援課) 大阪府障がい者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有のしくみ(ネットワーク)づくりなど、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議・検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。 また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例を活用した支援体制の充実のためのモデルケースの紹介などを行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度)[再掲] 就労支援に関する専門部会等設置市町村数 43(すべての市町村)</p>	<p>(平成28年度) 大阪府障がい者自立支援協議会のもとに「就労支援部会」を位置づけ、「工賃向上計画の推進に関する専門委員会」と合わせて6回開催し、市町村から抽出した地域課題への対応について論点を整理し、その課題解決のための対応方策等を検討した。 ○就労支援部会の開催状況 ・第1回 平成28年6月24日 ・第2回 平成28年9月5日 ・第3回 平成29年2月14日 ○工賃向上計画の推進に関する専門委員会の開催状況 ・第1回 平成28年6月13日 ・第2回 平成28年9月26日 ・第3回 平成29年2月22日 ○市町村における就労支援に関する専門部会等の設置状況 28</p>
<p>○関係機関の情報の共有化の推進(自立支援課、就業促進課、支援教育課) 企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就職(マッチング)に向け、きめ細やかな就労支援を行う府の関係部局における情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関との連携、協力により、雇用・就労を促進する施策や制度など企業等への情報提供の充実や企業ニーズを充足する実践的な講座の企画などを通じて、福祉施設や支援学校等からの一般就労の促進と職業訓練生等の就職率の向上を図ります。</p>		<p>(平成28年度) ○大阪府の関係部局の情報共有や連携を一層促進し、各部局の施策・事業について相互に理解・認識を深めるための施設見学2ヶ所、企業向け見学セミナーを含めた連携セミナーを9回開催するとともに、国の各種支援制度を含む、各部局の関係施策・事業をまとめた「障がい者雇用支援ガイド」(PRツール)をさまざまな機会をとりえて配布し、情報発信機能の強化や職場体験・実習企業開拓に活用した。 ・3部局施策・制度合同研修会の開催状況:平成28年8月19日(参加者:104名) ○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主などの企業から出てきた求人情報(求人数:27社、37名)について 高等職業技術専門学校、障害者職業能力開発校などの職業訓練機関のほか、高等支援学校やハートフルオフィスなどへ情報提供を行った。 ○豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の8地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を各々1~3回開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報の共有を図った。</p>

<p>○地域就労支援機関による就職支援（就業促進課） 障がい者をはじめとする求職者の就職支援を行うOSAKAしごとフィールドにおいて、相談・カウンセリングから就職情報の提供、就職後の定着支援まで一貫した就職支援サービスを提供します。 また、身近な地域で就職支援が行われるよう、市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修等を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。</p>		<p>（平成 28 年度） ○障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者など、様々な阻害要因を抱えるために就労することが困難な就職困難者に対して、各市町村に設置する地域就労支援センターのコーディネーターが、地域の関係機関と連携し、雇用・就労につなぐための支援を実施。 ・府内全市町村で実施。(府内地域就労支援センター60ヶ所設置) ・地域就労コーディネーターに対する研修養成講座、就労支援コーディネーター研修会等の実施を通じて市町村の底上げを図るなど、市町村における取組みをバックアップ。 ○就労支援コーディネーターの資質向上:就労支援コーディネーター養成講座、就労支援コーディネーター研修会 ○市町村等との連携強化:大阪府・市町村就労支援事業推進協議会、地域7ブロック部会(年/2回)、コーディネーター部会 【平成 28 年度】 ・相談者数: 5,896 人(うち、障がい者 490 人) ・相談件数:24,706 件 ・就労者数: 1,679 人(うち、障がい者 134 人)</p>
<p>(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ①就労移行支援事業の機能強化</p>		
<p>○就労移行支援事業所の機能強化（自立支援課） ・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において一般就労を希望する障がい者に対し、適性とニーズに沿った職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うとともに、就労マッチングから職場定着まで、地域の「障害者就業・生活支援センター」と連携しながら各々人に応じたきめ細かな支援をコーディネートします。 ・雇用先企業へ訪問(同行支援)するなどし、企業担当者や支援対象者から就労状況を聴取するとともに、相談に対する適切な助言等を行い、課題等の解決に導きます。離職の危機に速やかに対応し回避するための体制づくりを行います。 ・就労移行支援事業所への専門的な支援スキル・ノウハウの伝達、情報の提供、関係機関(障害者就業・生活支援センター、企業等)との調整による就労促進を行います。(就労実績がない事業所を重点的に支援) ・特に、精神障がい者や発達障がい者、高次脳機能障がい者について事業所が有する就労支援スキル・ノウハウの普及を図るなど、精神障がい者等の障がい特性に対応した就労の促進を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・福祉施設からの一般就労者数 1,500人以上 ・就労移行支援事業の利用者数 2,978人以上(平成29年度末時点) ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上 ・就労実績のない就労移行支援事業所数ゼロ</p>	<p>（平成 28 年度） ○「障がい者雇用日本一」をめざし、福祉、商工労働、教育委員会の関係部局が連携して、障がい者雇用・就労の促進を図っており、「大阪府第 4 期障がい福祉計画」では、平成 28 年度における「福祉施設からの一般就労者数 1,350 人」を数値目標に定めた。 ○一般就労の促進のため、就労移行支援事業所に対し、就労実績の高い事業所の事例や取り組み等を研修を通じて普及させ、府内の就労移行支援事業所の支援力向上を図った。 ○就労実績のない就労移行支援事業所への働きかけとして、事業所が必要としている支援の聴取、就労支援員研修等各種研修への誘導を行ったものの新規開設の事業所も多く、就労実績のない事業所数はいまだゼロには至っていない。 ・福祉施設からの一般就労者数 1,276 人 ・就労移行支援事業の利用者数 2,799 人 ・就労移行率が 3 割以上の事業所:全体の 36.8% ・就労実績のない事業所:79 事業所(全体の 30.7%)、その内、平成 28 年度中の開設事業所は 37 事業所</p>
<p>(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ②就労継続支援事業の充実 ③工賃水準の向上</p>		
<p>○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営（生活基盤推進課） 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に対して、それぞれの機能や役割分担をふまえて、利用者の状況に応じた支援計画を作成されているかを確認し、それが適切に行われているか指導します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○サービスの適切な事業実施のため、指定事業所・施設に対する実地指導などを実施した。 ・指定時研修 事業所・施設の指定時に開催(年 12 回) ・集団指導 全指定事業所・施設を対象として、「者対象」事業所・5月、「児対象」事業所・6月実施 ・実地指導 「者対象」事業所・124事業所、「児対象」事業所・78事業所実施 うち、就労継続支援 A 型事業所 16事業所、就労継続支援 B 型事業所 9事業所、就労移行支援事業所 7事業所に実施</p>
<p>○福祉的就労の活性化（自立支援課） 施設で働く障がい者の収入源となる工賃の向上を図るため、各施設における工賃の向上にむけた計画の策定支援や経営改善・技術力の向上を中心とする支援を実施します。 さらに、複数の施設において共同で受注等を行う仕組みの強化を行い、個々の施設の能力を活かして、受注拡大の促進を図ります。 また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進等を図るよう働きかけます。 加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。</p>	<p>目標値(平成29年度) 大阪府内の平均工賃水準 月額13,900円</p>	<p>（平成 28 年度） ○依然として厳しい府内福祉施設における利用者の平均工賃実績等を踏まえ、平均工賃水準の向上を目標とする「工賃向上計画支援事業」を平成 24 年度より実施している。具体的には福祉施設が策定する「工賃引上げ計画」に係る策定の支援や、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催のほか、企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注拡大に取り組んだ。 ・平成 28 年度大阪府内の平均工賃実績 月額 11,079 円</p>
<p>○既存資源の福祉的活用の促進（農政室推進課） 府内授産施設の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。</p>	<p>目標値 毎年2回(春と秋)にフェアを開催</p>	<p>（平成 28 年度） ○春の授産品フェア 開催期間 平成 28 年 5 月 7 日～8 日 ○秋の授産品フェア 開催期間 平成 28 年 10 月 22 日～23 日 ○開催場所 府立花の文化園 ○参加授産施設数 (春)1 施設、(秋)1 施設</p>
<p>(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ④企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大</p>		

<p>○起業支援の充実(自立支援課) ITステーションにおいて、起業につながるような講座を開講するとともに、ホームページ等を活用し、成功事例やノウハウを提供するなど、起業を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○大阪府ITステーションにおいて、在宅障がい者の就労促進のため、テレワーカー養成在宅訓練及びスキルアップ在宅訓練を実施した。 ・テレワーカー養成在宅訓練受講者 10 名 ・登録テレワーカースキルアップ在宅訓練受講者数 92 名</p> <p>○障がい者の在宅就労事例をITステーションのホームページに掲載している。 (http://www.itsapoot.jp/corporation/teleworksample.html)</p>
<p>○アートを活かした障がい者の就労支援(自立支援課) 「現代アート」として評価された障がい者の創造性豊かな絵画等の作品をマーケットにつなげるほか、作品の芸術性を活かした二次利用を促進することにより、就労の支援にもつながる仕組みを構築し、アーティストとしての自立に向けたチャレンジを支援します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がいのある方々が創作される創造性豊かな芸術性に溢れる絵画等の作品を「現代アート」として評価し、これをマーケットにつなげていくことにより、アーティストとしての自立に向けたチャレンジを支援する取組を実施しており、平成 28 年度は現代アートの世界に輝く新星発掘プロジェクト第 6 回公募展 入選作品展覧会「拡がる無限の可能性」を開催した。</p>
<p>○視覚障がい者の就業促進及び盲人ホームの運営支援(自立支援課) 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)の振興を図るため啓発等に努めるとともに、テレワーカーの養成をはじめ、新たな職域の開拓など視覚障がい者の就労の促進を図ります。 また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営又は雇用されることが困難な視覚障がい者に対し、施設を利用させるとともに必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○大阪府ITステーションにおいて、テレワーカー養成在宅訓練を実施した。</p> <p>○盲人福祉センター等において、視覚障がいのある三療従事者の技能向上のため研修を行った。</p> <p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営又は雇用されることが困難な視覚障がい者に対し、施設を利用させるとともに必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に補助を行った。</p>
<p>○無資格者による三療業の防止(保健医療企画課) 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行うとともに、ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者か確認するよう府民への周知を図ります。 なお、府民等から無資格者が従事しているとの情報を得た場合は、保健所職員が現地に赴き、事情聴取等の検査を実施します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○保健医療室保健医療企画課のホームページで、「施術を受けられる際には、施術者が免許所持者であることを確認するよう」啓発した。また、「府政だより」及び「ねんりんOSAKA」で同様の記事を掲載し、府民への啓発に努めた。</p> <p>○視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)について、施術所で無資格者が従事しているとの情報を府民から得、保健所職員が現地に赴き、事情聴取・指導等を行った。 ・現地確認:10 件 無資格者の従事に対する指導:7 件</p> <p>○施術を行っている者が国家資格であることを証明するための、「厚生労働大臣免許保有証」制度について、府 HP で府民に対し広報した。</p>
<p>○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み(自立支援課) 大阪府 IT ステーションは、就職をめざす障がい者を対象に、企業が求める「業務・技術の育成」及び「障がい者雇用に関する相談業務」の 2 つの支援を併せて行うことで、障がい者の就労促進を図る拠点としての機能を高めます。 ・障がい特性を理解し、利用者を対象に総合支援を行う「就労支援コーディネーター」、企業を対象に相談業務を行う「企業開拓コーディネーター」をそれぞれ配置するなど、就労の入口と出口の強化を図ります。 ・障がい者就労支援 IT 講習・訓練事業として、就労現場で行われている実務を想定した障がい者就労支援 IT 講習・訓練を実施し利用者の就労を推進します。 ・在宅就労を支援するため、障がい者テレワーク推進事業として、起業の支援や民間企業で雇用型テレワーカーとしての就労を支援します。 ・また、デジタルデバイドの解消は行政の役割との認識のもと、初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、大阪府が養成した IT サポーターの派遣等により、市町村での開催を支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・ITステーションからの就職者数 70名/年 ・IT講習会実施市町村数 43(すべての市町村)</p>	<p>(平成 28 年度) ○大阪府ITステーション就労促進事業を実施した。 ・就職者数 62 名 ・相談件数 272 件 ・IT講習・訓練修了者数 475 名 ・テレワーク推進事業における民間企業からの受注額 6,900 千円 ・テレワーカー養成在宅訓練受講者 10 名 ・登録テレワーカースキルアップ在宅訓練受講者数 92 名 ・ITサポーター養成研修修了者数 37 名 ・IT講習会実施市町村数 43 (すべての市町村)</p>
<p>(3)障がい者が長く働き続けることができる</p>		

<p>○職場定着への支援(就業促進課)</p> <p>▼事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向け雇用管理セミナーを開催します。</p> <p>▼コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職業生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後までの労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。</p> <p>▼精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及 精神障がい者や発達障がい者の職場定着を支援するために、企業内の受入れ環境の整備に向けた職場サポーターの養成や、障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための雇用管理手法の普及を進めていきます。</p>	<p>目標値(平成29年度までの各年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場サポーターの養成 100人/年 ・相談・支援件数1,000件/年 	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催した。 ・平成 28 年度 雇用管理セミナーの開催:34 回</p> <p>○コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行った。 ・平成 28 年度 相談・支援件数:958 件</p> <p>○職場定着の促進 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業の従業員を職場内のサポーター(キーパーソン)として養成した。また、働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行った。 ・平成 28 年度 養成研修: 9 回実施 100 名参加 雇用管理:52 件</p>
<p>○障害者就業・生活支援センターの機能強化(自立支援課)</p> <p>各障害者就業・生活支援センター圏域内の関係機関がケースに応じて連携・協力し、障がい者の就職から職場定着、再就職支援を適切に行うことができるよう、地域における就労支援、生活支援の核としてのセンター機能の強化をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各センターで把握している企業、施設情報等を集約するとともに、就職や職場定着支援の成功事例、ノウハウなどを複数のセンター(圏域間)で共有することなどにより、相互の情報不足を補い、障がい者が長く働き続けることができるよう、福祉施設からの一般就労をはじめ、府内全体の雇用・就労を促進する仕組みを構築します。 ・精神障がい者などの障がい特性をふまえ、地域医療との連携はもとより、企業等への短時間勤務やグループ就労など、雇用への企業理解の促進に努めます。 ・不慮の事故や疾病等、さまざまな理由により離職を余儀なくされた場合も、心理面でのサポートや職業訓練の活用など、障がい特性や個々の適性に応じた再就職に向けての就労、生活支援に努めます。 	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>障害者就業・生活支援センターの支援による就職者の1年後の職場定着率 90%</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○地域の就労支援の核となる府内 18ヶ所の障害者就業・生活支援センターでは、平成 28 年度 15,091 人(在職中 7,480 人)の障がい者が登録している。職場定着支援を目的とした職場訪問件数は 9,715 件、就職後1年の職場定着率は 79.2%(身体障がい者 64.6%、知的障がい者 82.4%、精神障がい者 80.0%、発達障がい者 42.9%)である。</p> <p>○府内 18 ブロック(18 センター)において関係機関会議を障害者就業・生活支援センター主導で開催し、地域における就労支援、生活支援の核となるようセンターの機能強化を図っている。</p>

具体的な取組み	目標	実施状況						
(1) 必要な健康・医療サービスを受ける ① 医療サービスの充実								
<p>○ 周産期緊急医療体制の整備・充実 (地域保健課)</p> <p>極小未熟児など重症新生児や、母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科・新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの整備・充実を図るとともに新生児外科との連携強化に取り組みます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ 危険な状態にある妊産婦・新生児を専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科・新生児科の連携のもと、24 時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの運営を行った。</p> <p><平成 28 年度 搬送件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児搬送 1,264 件 ・母体搬送 1,946 件 						
<p>○ 医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み (地域生活支援課)</p> <p>「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」において、障がい者への医療の普及・啓発として作成した「障がい者配慮ガイドブック」等の医療機関等向けの冊子を活用し、ネットワークに参画している医療機関を対象に周知を図り、障がい者が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう努めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ 「脳性麻痺・筋疾患等(小児神経科・外科領域)」「脳性麻痺(整形外科・リハビリテーション科領域)」「脊髄損傷」の各ネットワーク及び各種資料を府のホームページに掲載するなどして、協力医療機関間における初期又は専門的な診療の提供や患者紹介の円滑化を図り、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行った。</p>						
<p>○ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担 (指導監査課、こころの健康総合センター、地域保健課)</p> <p>障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し公費負担を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療(育成医療) ・自立支援医療(更生医療) ・自立支援医療(精神通院医療) 		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ 育成医療 身体に障がいや有する児童(18 歳未満)であって、その障がいやを除去・軽減する治療に対する医療費の公費負担を実施した。(平成 25 年度より市町村へ権限移譲している)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 7,363 件 ・大阪府負担金(1/4 負担) 37,627 千円 <p>○ 更生医療 身体障がい者手帳を有する者(18 歳以上)であって、その障がいやを除去・軽減する治療に対する医療費の公費負担を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 128,198 件 ・大阪府負担金(1/4 負担) 4,554,196 千円【実績額】 <p>○ 精神通院医療 在宅精神障がい者の医療を促進するため、通院医療費の公費負担を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 92,938 件 ・医療費支払額: 13,264,294 千円(うち国庫負担 6,632,147 千円) 						
<p>○ 重度の障がい者に対する医療費の公費負担 (国民健康保険課)</p> <p>重度障がい者の医療費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者及び知的障がい者医療費 <p>また、大阪府財政構造改革プラン(案)を受けて、市町村とともに設置している福祉医療費助成制度に関する研究会において、対象者のあり方について検討します。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ 医療が必要な重度の障がい者が安心して適切な治療を受けられるよう、医療費の公費負担を実施した。</p> <p><平成 28 年度実施状況></p> <p>対象者数: 60,906 人</p> <p>大阪府補助額(1/2 補助): 4,934,179 千円</p>						
<p>○ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 (地域保健課)</p> <p>小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ 小児慢性特定疾病に罹患した児童について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の援助を行った。(※平成 27 年 1 月 1 日より小児慢性特定疾病へ事業名称等が変更)</p> <p><平成 28 年度実施状況></p> <p>承認延べ件数 6,735 件 1,154,173 千円</p>						
<p>○ 難病患者に対する医療費援助 (地域保健課)</p> <p>難病に対する適正医療の普及を推進するため、指定された疾病について、医療費援助による負担軽減を行います。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ 指定難病、特定疾患、先天性血液凝固因子障がい及び指定疾患等の医療費の援助、スモン患者に対する鍼灸など施術費の助成を行った。</p> <p>(難病の医療費助成制度については、平成 27 年 1 月 1 日付けで難病法が施行され、特定疾患 56 疾患のうち 53 疾患が指定難病に移行した。現在、対象疾病となる指定難病は 306 疾病である。(平成 29 年 4 月 1 日から 330 疾病))</p> <p><平成 28 年度実施状況></p> <p>交付件数</p> <table border="0"> <tr> <td>指定難病分</td> <td>72,251 件</td> <td>11,505,151 千円</td> </tr> <tr> <td>特定疾患分</td> <td>130 件</td> <td>25,805 千円</td> </tr> </table>	指定難病分	72,251 件	11,505,151 千円	特定疾患分	130 件	25,805 千円
指定難病分	72,251 件	11,505,151 千円						
特定疾患分	130 件	25,805 千円						
<p>○ 発達障がいの診断医療機関の確保 (地域生活支援課)</p> <p>精神科医等医師に対して臨床における実習も含めた体系的な研修を実施するとともに、医療機関情報の整備を進め、適切な発達障がいの診断を行うことができる医療機関の確保に取り組みます。</p> <p>また、成人期の発達障がいの診断ニーズに対応できるよう、精神科医等を対象とした研修を実施します</p>	<p>目標値(平成27年度) 研修受講者数50名</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ 発達障がい医師養成研修</p> <p>発達障がいの確定診断ができる医師確保のため、小児科医等への研修を実施</p> <p>年 4 回開催 延べ 275 名</p> <p>○ 発達障がい精神科医養成研修</p> <p>発達障がい疑われる成人の者の診断ニーズに対応できる精神科医等を養成するための研修を実施</p> <p>年 2 回開催 延べ 133 名</p> <p>○ 発達障がい専門医師養成研修</p> <p>発達障がいを診断し、家族等に対し継続してアドバイスができる医師を養成するため、講義や事例検討、臨床での実習を含めた研修を母子保健総合医</p>						

第 5 次大阪府障害者福祉計画に掲げる具体的な取組の実施状況について（エ/福園「心」や件、明を八九に「る」）

		療センター及び精神医療センターにおいて実施。 ・44名(小児科・精神科の合計)
○ひきこもり支援機関内における発達障がい診断前相談の実施(地域生活支援課) 発達障がい者(可能性のある人を含む)に対して診断前相談や訪問支援等を実施します。		(平成 28 年度) ○ひきこもり支援機関において、発達障がい者(可能性のある人を含む)の相談支援を実施
○地域連携クリティカルパスの普及(健康づくり課) 二次医療圏において、地域連携クリティカルパスをツールとした脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の地域連携を進めるため、地域の医療機関、医師会等関係機関と連携し、検討会や研修会等を実施します。	目標値(平成29年度) 地域連携病院の割合： がん100%、脳卒中90% 急性心筋梗塞35%、糖尿病35%	(平成 28 年度) ○二次医療圏において、地域連携を進めるため、地域の医療機関、医師会等関係機関と連携し、検討会や研修会等を実施した。 ○平成 28 年度の地域連携クリティカルパス導入病院の割合：がん 89%、脳卒中 82%、急性心筋梗塞 38%、糖尿病 28%
○精神科病院入院患者の療養環境の向上(地域保健課) 精神科病院入院患者の療養環境の向上を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。 また、人権に配慮した医療提供体制を構築していくため、精神科医療機関療養環境検討協議会を設置し、参画団体等から収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供及び共有化を図ります。		(平成 28 年度) ○精神科病院に対する実地指導の実施 ・平成 28 年 6 月 30 日現在、府内(大阪市、堺市及び枚方市内を除く。)の精神科病院(精神科病床を有する病院)は、45 病院、11,194 病床となっている。これらの病院に対して、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療及び保護を確保するため、関係法令の遵守及び適正な医療及び保護の状況を調査し、必要な指導を行った。 実地指導病院 44 病院(大阪市、堺市及び枚方市除く) ○措置入院患者等の実地審査の実施 ・精神科病院に入院している措置入院患者及び医療保護入院患者等に適正な医療の提供及び保護が行われるよう当該患者の病状及び処遇に関する審査を実施した。 実施病院 40 病院(大阪市、堺市及び枚方市除く) 審査件数 45 件 ○精神医療審査会の実施(大阪府こころの健康総合センター) ・精神科病院から提出される医療保護入院届及び措置・医療保護入院者定期病状報告書の審査、入院患者等からの退院及び処遇改善請求の審査を行った。 入院届審査件数 9,725 件 定期病状報告審査件数 9,613 件 退院請求審査件数 206 件 処遇改善請求審査件数 56 件 ○その他 ・精神科病院療養環境検討協議会における検討を尊重し、人権尊重を基本とした医療の提供と処遇の向上に努めた。また、大阪府こころの健康総合センターや保健所を通じて情報の提供に努めた。
○精神疾患の早期治療の推進(地域保健課) 各保健所において、精神科嘱託医師による相談(こころの健康相談事業)を実施するとともに、電話相談に応じ、精神科受診等に必要な情報提供や助言を行います。 また、夜間・休日において、精神疾患の急性増悪等により治療が必要な場合に対応するため、精神科救急医療体制整備事業として、救急病院を確保し、適切な医療を提供します。		(平成 28 年度) ○こころの健康相談事業 各保健所において精神科嘱託医師による相談や訪問を実施し、早期の受療支援を行った。 ○精神科救急医療体制整備事業 夜間・休日において精神科疾患もしくは症状の急発または急変に対応するため、医療相談窓口を設置し、府民の夜間・休日の医療相談体制の充実をほかり、治療が必要な場合に対応するため、救急病院を確保し、適切な医療を提供した。
○大阪難病医療情報センターの運営(地域保健課) 大阪難病医療情報センターについて、難病の医療に関する情報の収集・発信機能を強化し、保健所難病対策事業への支援、大阪難病医療ネットワーク事業等大阪府内の医療機関の連携を推進することにより、地域での在宅難病患者に関する総合的な支援体制の確保を図ります。 ・保健所への支援(情報の収集と提供、医療・コミュニケーション機器の貸出しと調整、講演、カンファレンスなどでの助言、関係機関への同伴訪問・調査・研究) ・関係者の研修 ・神経難病医療ネットワークの運営 ・クローン病トータルケア推進協議会の運営 ・地域ケアシステム(ネットワーク)における連携		(平成 28 年度) ○難病患者・家族をはじめ、広く府民から医療・療養相談に応じ、難病に関する情報の収集を行った。 ・医療療養相談件数(面接、電話、メール等) 6,507 件 ○人材育成のため、関係機関対象の研修を 4 回実施した。参加者合計 283 名 ○遺伝性疾患患者の療養、家族への支援などのため、公開講座を実施した。 ・公開講座参加者 108 名 ○難病患者の療養、家族への支援などのため、療養相談会を 2 回実施した。 ・希少難病在宅療養・福祉相談会 9 組 23 名 ・神経難病医療・療養相談会参加家族 26 組 45 名

本市の保健医療計画の進捗状況について（重点項目「心身障、在宅医療」）

<p>○在宅難病患者に対する訪問指導の実施（地域保健課） 医療費助成の新規申請や更新申請時の機会に患者の状況について把握し、また患者の病状やニーズに応じて、支援の必要性の高い難病患者への、電話、面接、訪問等による支援を実施します。</p>	<p>目標値 新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準表に従った訪問の実施：100%</p>	<p>（平成 28 年度） ○府保健所において、新規申請患者の保健師面接の実施：97.3% ○初回基準表に従った訪問の実施：AA ケース 97.2% A ケース 85.6%</p>
<p>○保健所における難病事業の充実（地域保健課） 現在の難病患者を取り巻く社会情勢をふまえて、患者個別に実施している電話、面接、訪問といった支援だけでなく、講演会や学習会、患者交流会といった集団支援、地域の状況に合わせた医療・保健・介護のネットワーク構築のための研修会や協議会の実施を行っていきます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○在宅で療養する難病患者が安心して療養できるように、府の保健所の保健師などが患者宅を訪問し、適切な指導や援助を実施した。 <大阪府の医療費助成受給者数> ・平成 28 年度末 指定難病医療受給者数 72,251 人（府保健所管内 31,239 人） 特定疾患受給者数 130 人 <府保健所管内> ・訪問件数 3,982 件（訪問対象は、指定難病、特定疾患、その他難病患者） ・交流会・講演会 21 回</p>
<p>○ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供（地域保健課） ハンセン病回復者が地域社会で安心して生活できるよう、誤った知識に基づく差別や偏見の解消に努めます。ハンセン病後遺症による身体障がいの特徴を理解した上で個々のニーズに応じて、安心して利用できる身体介護、家事援助、外出援助などさまざまな福祉サービスが受けられるよう、関係機関との連携やコーディネート機能の充実に努めます。また、住居地に近いところでハンセン病回復者が安心して専門医療を受けられるよう医療機関との調整に努めます。 ハンセン病後遺症により身体障がいのある回復者等に対し、きめ細かいサービスが提供できるよう相談事例ごとに関係者会議を開催するなど関係機関との連携の強化や啓発に努めます。また、安心して受診できる医療機関の充実に努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○地域で暮らすハンセン病回復者への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携をはかりながら、必要な支援に努めた。 ○ハンセン病後遺症に対し適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し研修等を通じて啓発を行った。</p>
<p>○障がい者（児）歯科診療の充実（健康づくり課） 障がい者（児）が、身近な地域で、障がいの特性に応じた歯科診療を「安心」して受けられるよう、障がい者（児）歯科診療施設の地域的偏在の解消に努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○一般歯科診療所では対応の困難な障がい児（者）の診療を行う障がい者歯科診療センターを運営している。 ・場 所 一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科診療所（大阪市天王寺区） ・開設日時 毎週火曜日、木曜日、土曜日の午後 2 時から午後 4 時 ・患者数 延べ3, 103 人 ○二次医療圏ごとに障がい者（児）歯科診療を実施する医療機関を確保し、障がい者が日常生活圏内においても歯科保健医療サービスを受けられるように、障がい者歯科診療を実施している医療機関等に対して人件費補助を行った。 ・補助実績 9施設</p>
<p>（1）必要な健康・医療サービスを受ける ②医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への支援の充実</p>		
<p>○医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者の在宅生活を支える基盤整備の推進（地域生活支援課） 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践と福祉サービス等の充実強化に取り組みます。</p>	<p>目標値（平成28年度） 二次医療圏域（大阪市、堺市を除く）における地域ケアシステムの実践：6圏域</p>	<p>（平成 28 年度） ○医療機関を含む二次医療圏域ケア連絡会議の実施 府内 6 圏域で府と市町村で運営会議を開催。府内 4 圏域（豊能、三島、北河内、中河内）で二次医療圏域ケア連絡会議を実施した。 ○在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修の実施 政令市を含む府内に在住する、重症心身障がい児者への支援に関わっている、または、関わる予定がある訪問看護師等を対象に、国の研修テキスト「在宅重症心身障害児者支援者育成研修テキスト」を活用し、基本研修 2 日・実地研修 1 日の計 3 日間の研修を実施。 募集 160 名、参加者 132 名、修了者 102 名 ○在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修の実地研修の一貫として当事者向けの福祉サービス等体験会、介護者向け相談会・交流会の実施。 府内 4 圏域（大阪市、三島、北河内、南河内）で各 1 回ずつ実施し、30 組が参加。 ○医療型短期入所整備促進事業の府内 6 圏域（豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉州）での実施。 5 圏域 6 病院で延べ利用日数 1,282 日</p>
<p>○保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課） 保健所において、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（在宅高度医療児）を中心に身体障がい児・慢性疾患児とその家族に対して、保健師による訪問指導や療育相談等の個別支援と学習会や交流会等の集団支援を実施します。 また、NICU等への長期入院児の円滑な退院を促進し、在宅高度医療児に関わる地域医療機関と訪問看護事業所の参入を推進するとともに、関係機関（医療・保健・福祉・教育）のネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。</p>		<p>（平成 28 年度） ○身体障がい児や慢性疾患児とその家族に対する専門相談、患者・家族交流会や、保健師による訪問指導を行った。 ・身体障がい児・・・専門相談、患者・家族交流会参加延べ人数 985 人／訪問延べ人数 2,221 人 ・慢性疾患児・・・専門相談、患者・家族交流会参加延べ人数 2,116 人／訪問延べ人数 2,325 人 ○在宅高度医療児への理解の促進（地域医療機関、関係機関対象の研修・連絡会の開催） ○小児在宅生活支援地域連携シート府基本版の活用：48 件 ○在宅高度医療児の地域医療機関利用率：66%、訪問看護利用率 71%</p>

第 5 次大阪府障害児の自立支援計画に掲げる具体的な取組のの実施状況について（エ/口/場/出/「心/ヤ/障、叩/セ/ハ/別/に/ウ/る」）

<p>○医療型短期入所の整備促進(地域生活支援課) 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。</p>	<p>目標値(平成28年度) 二次医療圏域(大阪市、堺市を除く)における医療型短期入所事業実施圏域:6圏域</p>	<p>(平成 28 年度) ○医療型短期入所整備促進事業を府内 6 圏域(豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉州)で実施した。 ・5 圏域 6 病院で延べ利用日数 1,282 日</p>
<p>○たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成(生活基盤推進課) 介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度) 新たに喀痰吸引等を実施する事業所:30事業所×6圏域=180事業所</p>	<p>(平成 28 年度) ○喀痰吸引等を実施する登録事業者(所) ・424→495(+71) ○認定特定行為業務従事者 ・5,047→6,495(+1,448)</p>
<p>○重度障がい者訪問看護利用の促進(地域生活支援課) 重度障がい児者が安心して居宅における療養が受けられるよう、訪問看護利用料の助成を行います。</p>		<p>(平成 28 年度) ○平成 28 年度実施状況 ・41 市町 102,381 千円の補助を実施した。</p>
<p>(1)必要な健康・医療サービスを受ける ③二次障がいへの対応</p>		
<p>○障がい者地域医療ネットワークの推進(地域生活支援課) 障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、脳性まひの二次障がい等や脊髄損傷の合併症等に対応するための地域協力医療機関のネットワーク参画機関の拡大をめざします。</p>		<p>(平成 28 年度) ○「脳性麻痺・筋疾患等(小児神経科・外科領域)」「脳性麻痺(整形外科・リハビリテーション科領域)」「脊髄損傷」の各ネットワーク及び各種資料を府のホームページに掲載するなどして、協力医療機関間における初期又は専門的な診療の提供や患者紹介の円滑化を図り、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行った。</p>
<p>○発達障がい者支援プログラムの開発(地域生活支援課) ひきこもりの支援機関である「子ども・若者自立支援センター」において、ひきこもりを中心とした発達障がいのある可能性のある思春期・青年期以降の方々への相談支援を実施するとともに、ひきこもり相談窓口や生活困窮窓口等での相談事例を通じて、発達障がいのある人またはその家族への支援プログラムを開発し、市町村職員等の支援スキルの向上を図ります。</p>	<p>目標値 平成26年度及び27年度にプログラムを開発</p>	<p>(平成 28 年度) ○ひきこもり支援機関における事業実施を踏まえ、平成 26 年度作成の支援プログラムに続く「相談窓口のための発達障がい者支援プログラム(実践編)」を作成し、関係機関へ配布し活用を図った。</p>
<p>(2)(医学・社会的)リハビリテーションを受ける</p>		
<p>○大阪府内地域リハビリテーションの推進(地域生活支援課) 身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを実施します。障がい者に対する支援方策の充実並びに連携の強化により、大阪府内における地域リハビリテーションの向上を図るとともに、障がい者医療・リハビリテーションセンターと連携しながら広報に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議(大阪府自立相談支援センター主催)の開催・府内の身体障がい者の保健、福祉、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報の交換と研修を行い、障がい者に対する援助方策の充実並びに連携の強化を図り、地域リハビリテーションを推進した。 [連絡会議準備会議] ・平成 28 年 10 月 14 日に開催。 [連絡会議] ・平成 29 年 1 月 20 日に開催。 ・内容:(講演)「難病対策及び地域支援のネットワーク等について」 「大阪難病医療情報センターの役割」 「難病患者の地域における支援サービスやネットワーク」(シンポジウム)「難病患者の地域支援の連携について」 [補装具費支給適正化連絡会] ・補装具製作販売業者との情報・意見交換を平成 29 年 3 月 2 日に実施。</p>
<p>○障がい者医療等の推進による自立支援(地域生活支援課) 大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点として、医療部門(急性期・総合医療センター)、訓練部門(大阪府立障がい者自立センター)、相談支援部門(大阪府障がい者自立相談支援センター)がさらに連携し、治療から地域移行までの一貫したトータルリハビリテーションを実施するとともに、市町村と連携して障がい者の地域移行及び地域生活を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○「障がい者医療・リハビリテーションセンター」の運営 ・医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れるよう、治療の当初から一貫したリハビリテーションを実施した。 [急性期・総合医療センター障がい者リハビリテーション医療部門] ・急性期から回復期に至る一貫したリハビリテーションや障がい者医療を実施した。 [障がい者自立センター] ・障がい者医療リハ部門において治療を受けた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活を高めるための支援を実施した。 [障がい者自立相談支援センター] ・障がい者の自立を支援するため、障がい特性に応じた総合的かつ専門的な支援を実施した。</p>
<p>○高次脳機能障がい者への支援(地域生活支援課) 府立急性期・総合医療センターにおける高次脳機能障がいの診断及びリハビリテーションを引き続き行います。障がい者・医療リハビリテーションセンターで蓄積された情報やノウハウは、研修やネットワークを構築する世話人会、作業部会等を通して、府内二次医療圏ごとのネットワークに伝達し、ネットワークの機能強化を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度まで) ・二次医療圏ごとに、研修会を開催 1回以上/年 ・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏</p>	<p>(平成 28 年度) ○研修会等の実施 ・基礎研修会 1回/年開催:319名 ・医療関係機関等職員研修 1回/年開催 :194名 ・市町村担当者研修 1回/年開催:20名</p>

第 5 次大阪府障害者自立生活支援計画に掲げる具体的な取組の進捗状況について（エ/石/場/田/十/心/ヤ/件、印/大/別/に/シ/テ/）

<p>さらに、二次医療圏ごとのネットワークの機能をさらに充実させるために、市町村や医療機関、福祉事業所等をはじめとする関係機関がネットワークに参画するよう働きかけを強化します。加えて参画機関等や府民に対し、高次脳機能障がい理解を深めるため、分かりやすいパンフレット等を作成し、配布します。</p>	<p>域(すべての二次医療圏)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NW地域支援者養成研修 3日間/年開催 受講者数 62 名 ・2 次医療圏ごとに圏域ネットワーク会議開催 8 圏域で年に 1～2 回ずつ開催(8 圏域、参加者計 2175 名) <p>○また、高次脳機能障がい支援普及事業として、障がい者医療・リハビリテーションセンターを支援拠点機関として、支援コーディネーター5 名を配置し、外傷性脳損傷や脳血管障がい等による認知障がいを中心とする後遺症を持つ高次脳機能障がい者への専門的な支援を行うとともに、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り体制整備を推進した。(平成 28 年度相談案件数 841 件)</p> <p>○ネットワーク参画機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関:110 ・事業所:387
<p>(3) 悩みについて相談する</p>		
<p>○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実(地域生活支援課)</p> <p>大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修等の人材育成、及び相談機関等のネットワーク化を通じて障がい者ケアマネジメントを総合的に推進し、地域生活を支援します。</p> <p>また、従来の支援方法では対応できない困難な発達障がいを伴う知的障がいや高次脳機能障がいに対する支援プログラムの開発支援やその普及啓発を行います。</p> <p>保健所や大阪府こころの健康総合センターによる市町村支援・情報提供、市町村職員研修・相談支援従事者養成研修などを通じて、市町村精神保健福祉相談の充実を図ります。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○相談支援従事者養成研修等を通じて、人材育成を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者初任者研修 平成 28 年度修了者数 (5 日課程) 907 人 (2 日課程) 943 人 ・相談支援従事者現任研修 平成 28 年度修了者数:334 人 <p>○都道府県相談支援体制整備事業(アドバイザー派遣事業)</p> <p>平成 28 年度派遣回数 のべ 122 回</p>
<p>○保健所における相談支援機能の充実(地域保健課)</p> <p>保健所においては、医療的相談・障がい受容の相談・こころの健康の相談・思春期の相談・ひきこもりの相談・長期入院者の退院支援などの専門的相談に対応できるよう相談機能の充実を図ります。医療・保健・福祉の連携システムの構築を進めます。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○幅広い相談に対する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保健所においては、こころの不調やこころの病(うつ病、依存症、不安障がい、統合失調症等)に関する相談を実施。 ・福祉に関する相談については担当窓口を紹介する等、状況に応じて必要な支援を実施。
<p>○こころの健康相談の実施(地域保健課)</p> <p>大阪府こころの健康総合センターにおいては、薬物等依存症・発達障がい・自死遺族・ひきこもりなどの専門相談を充実し、府民のより専門的な相談のニーズに応えるとともに市町村や保健所の相談を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○大阪府こころの健康総合センター 専門相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物等依存症相談 案件数 112 件 延件数 170 件 ・発達障がい相談 案件数 47 件 延件数 88 件 ・自死遺族相談 案件数 12 件 延件数 73 件 <p>○薬物依存症者家族サポートプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数 実人数 14 名 延人数 73 名 <p>○ひきこもり地域支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 延件数 531 件 ・来所相談 案件数 18 件 延件数 98 件
<p>○ピアカウンセリングの普及(地域生活支援課)</p> <p>市町村障がい者相談支援事業において位置づけられたピアカウンセリングの普及を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度) 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○ピアカウンセリング実施市町村数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全 43 市町村中、29 市町で実施
<p>○難病児等ピアカウンセリングの実施(地域保健課)</p> <p>小児慢性特定疾病児やその保護者等の日常生活を送る上での不安や悩みなどを軽減するため、難病児等ピアカウンセリングを行います。</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○小児慢性特定疾病児等及び保護者等に対して、電話・面接等によるピアカウンセリングや同じ疾患を抱えた方との交流の場の情報を提供するピアサポートを行った。(平成 20 年 11 月から実施)</p> <p><平成 28 年度実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者数(電話・面接) 118 人 ・ピアサポート参加者数 597 人
<p>○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実(地域生活支援課)</p> <p>研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員間</p>		<p>(平成 28 年度)</p> <p>○障がい者相談員活動状況</p>

第 5 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組の実施状況について（エ/場面「心/障、平等/物に/る」）

<p>の情報交換を図るとともに、市町村が実施する障がい者相談支援事業と連携し、地域の社会資源の一つとして、地域の実情に応じた活動を推進します。</p>		<p>身体・知的障がい者相談員の委嘱事務については、平成 24 年度より全市町村に移譲。 ・身体障がい者相談員 研修実施(障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課) ・知的障がい者相談員 研修実施(障がい者自立相談支援センター 知的障がい者支援課) ・精神障がい者相談員 53 人 平成 28 年度末時点 相談実績 1,776 件 その他の活動実績(機関連携・行事参加) 184 回 研修実施(地域生活支援課)</p>
<p>○相談支援専門員の養成(地域生活支援課) 障がい福祉サービスの利用において、サービス等利用計画の作成が前提となったことから、障がい者のニーズを把握し、適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度) 大阪府内で活動する相談支援専門員数 2,300人</p>	<p>(平成 28 年度) ○平成 29 年 4 月 1 日現在における相談支援専門員 1,631 人 ○平成 28 年度養成数(相談支援従事者初任者研修修了者数)907 人</p>

具体的な取組み	目標	実施状況
(1)スポーツ活動に取り組む		
<p>○大阪府障がい者スポーツ大会の開催(自立支援課) 障がい者スポーツの競技性を高めるとともに、障がい者一人ひとりの競技力の向上を図ることを目的に、大阪府内における競技スポーツの祭典として、また同時に障がい者スポーツの裾野拡大を企図して、大阪府障がい者スポーツ大会を開催します。</p>	<p>目標値(平成29年度) 大会参加者 1,000人以上</p>	<p>(平成28年度) ○「第16回大阪府障がい者スポーツ大会」を開催した。 ・開催期日(場所) 5月15日:万博記念競技場 5月21日:なみはやドーム 5月22日:浜寺公園アーチェリー場 5月28日:新大阪イーグルボウル 5月29日:ファインプラザ大阪 ・参加人数 選手916人 競技役員242人 ボランティア290人</p>
<p>○全国障がい者スポーツ大会等への選手団の派遣(自立支援課) 障がい者のスポーツの振興と国民の障がい者に対する理解と認識を深めることを目的に開催される全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団を派遣し、選手自身が競技カレベルを知ること、より一層の競技力の向上を図ります。 また、初出場選手の選抜に配慮することにより、大阪府大会出場への意欲を高め、新たな参加者の裾野拡大を図ります。 大会実施競技においては強化練習会を実施し、選手の競技力向上をめざします。</p>		<p>(平成28年度) ○「第16回全国障害者スポーツ大会」への選手派遣 ・派遣期間 平成28年10月21日～10月25日(大会開催期間は10月22日～10月24日) ・開催場所 岩手県北上市、盛岡市、雫石市、奥州市、花巻市 ・派遣人数 選手84人 役員51人 ・全国大会までの間で合計5日間競技別の練習会を開催。(練習会場＝ファインプラザ大阪など)</p>
<p>○障がい者スポーツ指導者養成事業の実施(自立支援課) 地域における障がい者スポーツを推進するため、十分な知識、技術と経験に基づいた指導ができる中級障がい者スポーツ指導者を養成します。</p>	<p>目標値(平成29年度) 中級障がい者スポーツ指導員登録者数 260人</p>	<p>(平成28年度) ○「障がい者スポーツ指導員養成講習会」を開催した。 ・修了者数 19人(中級) ・平成28年度末累計 1,086人(初級762人 中級285人 上級39人)</p>
<p>○地域におけるスポーツ大会・スポーツ教室の開催支援(自立支援課) 障がい者スポーツ指導員を、居住地の市町村等で開催される障がい者スポーツ大会などへ派遣することで、指導員の活動の場を確保するとともに、地域における障がい者のスポーツ活動を促進します。 また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供を行います。</p>		<p>(平成28年度) ○障がい者スポーツ大会・スポーツ教室が市町村において取り組まれるよう実施の支援や指導員情報等の提供を図った。 ○放課後子ども教室(おおさか元気広場)における障がい者スポーツ実践型研修の開催 ・教育コミュニティづくりの取組みを一層推進するため、教育コミュニティづくりに係るコーディネーターに対して活動の総合化・ネットワーク化に関する知見を広め、情報交換の機会を提供するための研修に参加し障がい者スポーツの紹介、情報提供を行った。 平成28年9月12日(月)、「大阪市立中央体育館」にて213名参加。 ・小学生及び保護者を対象に「パラリンピック種目の紹介と「ボッチャ」の体験研修を実施した。 平成28年7月30日(土)大阪狭山市、平成28年11月6日(日)堺市にて実施。計240名。</p>
<p>○大阪府立障がい者交流促進センターの運営(自立支援課) 大阪府内における障がい者スポーツの広域拠点であるファインプラザ大阪の機能を充実・拡充し、産学官の連携により、アスリートを養成するための科学的トレーニングプログラムの研究・開発、実践を進めるなど、障がい者スポーツに関する研究・開発機能を整備します。</p>		<p>(平成28年度) ○府立障がい者交流促進センターにおいては、障がいのある人の多様な社会参加を促進するため、スポーツ、レクリエーション活動などを通じて、障がいのある人となない人との交流を図るとともに、府民のより一層の利用促進に取り組み、ノーマライゼーションの実現に努めた。 <実施事業概要> ・競技スポーツの振興 1 障がい者スポーツの振興に関する研究会 2回 (大阪体育大学教授ほか14人) 2 スポーツ大会・記録会 9回 1,324人 3 アスリート強化練習会 680回 8,308人 ・選手育成・発掘事業 1 選手育成クラス(水泳)年4期開催 284回 3,980人 2 選手育成練習会 通年開催 303回 5,738人 ・スポーツ振興事業 1 チャレンジスポーツ(通年開催) 340回 3,204人 2 交流促進事業(通年開催) 3,145回 31,140人 3 体験事業 30回 467人 4 大学連携事業 23回 1,134人 5 スポーツ振興のための基盤整備 306回 27,629人</p>
<p>○大阪府立稲スポーツセンターの運営等(生活基盤推進課) 障がい者スポーツやレクリエーション、文化活動の場として、大阪府立稲スポーツセンターを設置・運営します。</p>		<p>(平成28年度) ○障がい者をはじめ、広くスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場と機会を提供するとともに、障がい者と健常者との交流を図った。 利用者数:32,575名(介助者を含む障がい者数:22,004名)</p>

<p>○スポーツ観戦の機会の提供(自立支援課) 競技団体やスポーツチームを保有する民間企業と協働することで、主催する公式試合、競技大会など、プロスポーツ選手等の試合観戦機会の提供に努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○競技団体やスポーツチームを保有する企業が主催する公式試合、競技大会など、プロスポーツ選手等の試合観戦機会の提供を図った。 <日本プロ野球パシフィック・リーグ> 平成 28 年 7 月 23 日(土) オリックスバファローズ 対 広島東洋カーブ <J1 リーグ観戦招待> 平成 28 年 8 月 6 日(土) ガンバ大阪 対 サガン鳥栖 <日本卓球リーグ大阪府大会> 平成 28 年 11 月 5 日(土)・6 日(日) <日本ラグビーフットボール選手権大会 準決勝> 平成 29 年 1 月 21 日(土) <バスケットボール女子日本リーグ レギュラーシーズン 2 次ラウンド> 平成 29 年 2 月 26 日(日) <V/プレミアリーグ男子大阪大会> 平成 29 年 2 月 26 日(日)</p>
<p>(2)芸術・文化活動に取り組む</p>		
<p>○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供(自立支援課) 障がい者の自立と生活の質の向上や自己実現に資することを目的に、国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)を活用して、芸術・文化活動を体験する機会となる障がい者芸術・文化カレンダー、芸術・文化活動の成果を発表する機会となる障がい者芸術・文化フェスタに、これまでの状況をふまえてより多くの人が参加できるよう効果的に実施します。 また、障がい者が地域での芸術・文化活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供を行います。 さらに、障がい者が創作した、創造性豊かな芸術性に溢れる作品を「現代アート」と評価し、作品の魅力をより多くの人に披露できるよう展覧会等を実施します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がい者の芸術・文化の振興を図るため、国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)を活用し、大阪府内を中心として芸術・文化活動に取り組む障がい者等を対象に日頃の成果を披露できる発表の機会を提供、及び情報提供等の支援を行った。 ・障がい者芸術・文化フェスタ 平成 28 年 9 月 17 日(土)～19 日(月・祝)開催 ・障がい者芸術・文化コンテスト 平成 28 年 11 月 13 日(日)開催 ・第 14 回共に生きる障がい者展 平成 28 年 11 月 12 日(土)、13 日(日) ○障がいのある方々が創作した創造性豊かな、芸術性に溢れる絵画等の作品を「現代アート」として評価し、これをマーケットにつなげていくことにより、アーティストとしての自立に向けたチャレンジを支援する取組みを実施。 第 6 回公募展「広がる無限の可能性」展 【全体展示】 ・会期 平成 29 年 2 月 10 日(金)～2 月 17 日(金) ・会場 ディアモール大阪 (多目的空間ディアルーム) ・入場者 約 1,646 名 ○第 6 回公募展の作品募集等について ・作品公募 約 4 ヶ月間(平成 28 年 7 月 13 日～10 月 28 日) ・1 次審査(平成 28 年 11 月 8 日)【写真審査】840 点 ⇒ 139 点選考 ・2 次審査(平成 28 年 12 月 5 日)【現物審査】139 点 ⇒ 52 点選考(入賞作品) ・審査員 建島 哲 (多摩美術大学学長)、秋元 雄史(金沢 21 世紀美術館館長) ○アートを活かした障がい者の就労支援事業 地域福祉振興助成金を活用し、「障がい者が創作した作品のアート市場への参入を促進し、創作活動を活かした障がい者の自立を支援する事業」を実施する民間団体への助成を開始した。 ・事業期間 :平成 27 年度～3 カ年実施予定 (ただし、助成団体は毎年公募) ・助成限度額 :5,000 千円(補助率上限 9/10) ・H27 採択団体:(一財)大阪府地域福祉推進財団 (プロジェクト名:capacious カベイシヤス) ・障がい者アーティストの調査研究、展覧会の開催(1 回)、国内外アートフェアへの出展等を実施。 ・作品売上額合計 約 67.7 万円</p>
<p>(3)余暇活動や社会参加に取り組む ①余暇活動の充実と活動内容の拡大</p>		
<p>○日中一時支援事業の充実(地域生活支援課) 学校の夏休み等の長期休暇や放課後における障がい児への支援や、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○実績値(平成 28 年度) ・延べ利用者数(88,858 人)</p>
<p>○保育所・放課後児童クラブの運営の充実(子育て支援課) 保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう市町村の取組みを支援します。 放課後児童クラブについては、補助制度等を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○地域における保育所や放課後児童クラブにおいて、障がい児の受入れを促進することにより、子どもの健全な成長を促進し、地域の障がい児の子育て環境機能の充実を図った。 ・保育所等における障がい児の受入れ 2,994 人 ・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ 2,856 人 ○保育所保育指針等に基づき、障がいや発達上の課題が見られる子どもの保育の充実や保護者支援、保育所と地域の専門機関や小学校との連携が図</p>

		<p>られるよう個別指導記録の活用などを各市町村に働きかけた。また、就学前人権教育研修等において講義や実践報告等を実施し、障がい児保育の充実を図った。</p> <p>○放課後児童クラブを利用した支援学校小学部の児童数 90人</p>
<p>○長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進(地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課)</p> <p>支援学校において、児童生徒の豊かな人間性を育むため、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。</p> <p>また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。</p> <p>さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、障がい児の移動支援事業等の活用を図っていきます。</p>		<p>(平成28年度)</p> <p>○事業所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス(平成28年度実績)574(指定都市を除く。) ○各校における取組み状況を把握し、長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動を充実するよう指導した。 ・土日や長期休業期間中の活動に取り組んでいる学校 全府立支援学校 ○支援学校で開放している施設や取組み状況等を把握し、地域に開かれた学校運営を行うよう指導した。 ・規定に基づき、利用者からの希望を受け施設開放(運動場や教室、体育館等を開放)を可能としている学校 全府立支援学校 ・「大阪府立高等学校等の体育施設の開放に伴う教育財産の管理に関する規程」及び「大阪府立特別支援学校の学校開放に係る教育財産の管理に関する規程」により、運動場等の学校施設の開放を可能としている学校 全府立支援学校
<p>○障がい者のICTの利用支援(自立支援課)</p> <p>デジタルデバイドの解消は行政の役割との認識のもと、初級クラスまでの基礎的なIT講習会について、大阪府が養成したITサポーターの派遣等により、市町村での開催を支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>IT講習会実施市町村数 43(すべての市町村)</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○市町村等主催のIT講習会への支援</p> <p>・ITサポーターの派遣による市町村等主催のIT講習会については、43市町村(すべての市町村)に支援を行った。</p>
<p>(3)余暇活動や社会参加に取り組む ②障がいのある人となない人の交流、主体的な社会参加</p>		
<p>○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進(自立支援課)</p> <p>障がいのある人同士の交流及び障がいのある人となない人との交流を通して、障がい者の社会参加を促進するため、スポーツに興味や意欲のある初心者等を対象とするスポーツ体験教室、戸外活動や障がい者同士の交流機会の少ない人を対象とする各種レクリエーション等の交流行事や、芸術・文化に興味のある初心者等を対象とするワークショップ形式の芸術・文化カレッジを実施します。</p> <p>また、障がい者が地域でのスポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供を行います。</p>		<p>(平成28年度)</p> <p>○スポーツ体験教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者アイススケート教室」の開催:平成29年2月15日(水)、17日(金)、「東和薬品RACTABドーム」にて43名の参加。 冬季における障がい者スポーツの振興を図るため、大阪府スケート連盟の指導の下に開催し、スケート連盟講師によるフィギュアスケートの演技を披露頂いた。 ・「大阪府知的障がい者サッカー教室及びアンプティサッカー体験会」の開催:平成29年2月12日(日)、「J-GREEN堺」にて89名が参加。 一般社団法人大阪府サッカー協会及び大阪サッカークラブ株式会社(セレッソ大阪)の協力を得て知的障がい者サッカー教室を開催するとともに、障がい者スポーツの理解を深めるため、日本アンプティサッカー協会の協力を得てアンプティサッカー体験会を開催した。また、実施にあたっては、大阪高等学校体育連盟サッカー部(大阪府立富田林高等学校サッカー部)、総合学園ヒューマンアカデミー大阪校、関西 Sete Estrelas等の学生にボランティアとして参加頂いた。 <p>○スポーツ・レクリエーション活動機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室(おおさか元気広場)における障がい者スポーツ実践型研修の開催、平成28年9月12日(月)、「大阪市立中央体育館」にて213名参加した。教育コミュニティづくりの取組みを一層推進するため、教育コミュニティづくりに係るコーディネーターに対して活動の総合化・ネットワーク化に関する知見を広め、情報交換の機会を提供するための研修に参加し障がい者スポーツの紹介、情報提供を行った。 ・小学生及び保護者を対象にパラリンピック種目の紹介と「ポッチャ」の体験研修を実施した。 平成28年7月30日(土)大阪狭山市、平成28年11月6日(日)堺市にて実施。計240名。 <p>○障がい者の芸術・文化の振興を図るため、国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)を活用し、音楽・ダンス・演劇の専門家によるワークショップ形式の講座開催等の支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者芸術・文化カレッジ 平成28年8月～11月の土日祝において延べ18回実施(体験コース2回、ステップアップコース(ダンス・演劇・音楽)3コース×5回) <p>○地域における活動機会や場所の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府及び府内市町村におけるスポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動に取り組むことができる「機会」や「場所」の情報を収集し、府ホームページで一元的に情報提供した。
<p>(4)ボランティア等の支援を受けて活動する</p>		
<p>○ボランティア活動の振興(男女参画・府民協働課)</p> <p>ボランティア活動に、多くの府民の参加や支援が得られる環境を整えるため、ボランティア情報の提供やボランティアコーディネーターの養成等を支援し、府民だれもが気軽にボランティア活動に参加できる条件づくりを進めます。</p> <p>大阪府社会福祉協議会が設置する大阪府ボランティア・市民活動センターが実施する事業への支援やボランティア情報の提供を通じて、ボランティア活動を行う府民の増加を図ります。</p>		<p>(平成28年度)</p> <p>○庁内や市町村のボランティアの養成計画や協働事業などを把握するとともに、閲覧者の利便性を高めるため府ホームページでの掲載内容を改善し、広く情報提供を行った。</p> <p>○府民のボランティア活動への参加を促進するとともに、ボランティア活動を支援する関係機関との体制整備を図るため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が設置する大阪府ボランティア・市民活動センター運営委員会やボランティアファンド運営委員会に参画し、市町村社協への支援のあり方や地域の支えあいとそのネットワークづくり、ボランティアコーディネーターの育成等事業について、意見を述べた。</p>
<p>○福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援(農政室推進課)</p> <p>障がい者施設の花壇作りや、畑づくりを支援するため、農産園芸福祉に取り組む障がい者施設等の関係者の相談・要請に対応し、技術的なアドバイス・支援及びボランティアリーダー、ボランティアに対する技術的アドバイスをしています。</p> <p>また、障がい者施設での花苗づくりを支援し、園内花壇植栽用の花苗として使用するなど施設と連携した花づくり活動を進めます。</p>	<p>目標値</p> <p>花壇づくりなどの講習会の実施年3回程度</p>	<p>(平成28年度)</p> <p>○(地独)環境農林水産総合研究所において、以下の2点に対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産園芸福祉に取り組む障がい者施設等の関係者の相談・要請に対応し、技術的なアドバイス・支援を行った。また、活動を支えるボランティアリーダー一、ボランティアに対する技術的アドバイスをを行った。 ・花壇づくりなどの講習会を、3回(8月2回、10月)実施した。

<p>○大阪府警職員に対する研修（府警本部教養課） 大阪府警各所属の教養事務担当者に対して、障がい者及び障がいに対する認識を深めるための研修を実施し、全所属における障がい者への理解と人権尊重意識の高揚を図ります。</p>		<p>（平成 28 年度） ○窓口業務担当者講習の実施 大阪府福祉部障がい福祉企画室の職員を講師として招き、教養事務担当者に替え、各所属の窓口業務担当者に対して、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する講義を行った。 加えて、出席者に講習内容のフィードバック教養を行わせることにより、障がい者への理解と人権尊重意識の高揚を図った。</p>
<p>（1）障がい者や障がいへの正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進</p>		
<p>○障がい理解教育の推進（高等学校課、小中学校課） 人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点にたち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 すべての児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。 「総合的な学習の時間」や教科学習等それぞれの教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進します。 ボランティア活動などの体験学習を充実します。</p>	<p>目標値（平成29年度） ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 （小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握） ・小・中・高等学校で合同の研修会の実施（年1回）</p>	<p>（平成 28 年度） ○府内（政令市を除く）小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に 100%であった。（平成 28 年度障がい理解教育実施状況調査）。 ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小・中高等学校教職員を対象に、平成 28 年 11 月に「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施した。「すべての子どもにとって『わかる、できる』授業づくりを進めるために」と題して、発達障がいのある児童生徒を含め、誰にとってもわかりやすい授業づくりや、学級経営のあり方等について講演を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。 ○小・中・高等学校で合同の研修会の実施（平成 28 年 11 月 21 日実施） ・小学校 120 名、中学校 61 名、高校 55 名、市町村教育委員会 21 名 計 257 名参加。 ○教育課程実施状況調査によると福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は小学校 92%、中学校 80%（平成 28 年度）であった。</p>
<p>○教員研修の充実（高等学校課） 大阪府教育センターでは、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施しています。高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。</p>	<p>目標値（平成29年度） 「高等学校における支援教育コーディネーター研修」受講者がいる府立高校の割合 100%</p>	<p>（平成 28 年度） ○教育センターでは総合研修や課題別研修で「人権尊重の教育」「障がい及び障がい者理解」をテーマとする研修を実施した。 ○支援教育の中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、教育センター研修として、支援教育コーディネーター研修を、府教育庁主催でリーディングスタッフ実践協議会を実施した。また、府教育庁と大阪大谷大学が連携した支援教育コーディネーターアドバンス研修を実施した。 ○高等学校において支援教育の中心となる教員の専門性向上のため、高等学校における支援教育コーディネーター研修を行った。 ・平成 21 年度から平成 28 年度末までに受講者があった学校数:134 校/154 校 (87. 0%)</p>
<p>○社会教育指導者研修の充実（地域教育振興課） 市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や、地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、さまざまな教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート（参加者の気づきを促し、学びを深める）スキルの向上</p>		<p>（平成 28 年度） ○大阪府および市町村の社会教育関係職員等を対象として、地域における身近な人権課題に気づき、課題解決に向けて解決していく力や行動していく力を身に付けるための講座などの取り組みを企画・運営できる力の向上を図るため、「ワークショップ形式で「学びを課題解決に向けた行動に移すために社会教育が関われること」「気づきや学びを実践につなげるための方法」などをテーマにした研修を実施した。 ・「人権教育セミナー」2 回連続講座（1 月 19 日、24 日）</p>
<p>（2）障がい者が尊厳を保持する ①障がい者差別の禁止</p>		
<p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（障がい福祉企画課）〔再掲〕</p>		
<p>○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み（障がい福祉企画課） 障害者差別解消法の制定をふまえ、何が差別に当たるのかをわかりやすく示す共通の物差しとなるガイドラインを策定して、その周知・啓発を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進します。 また、障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に向け、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止・解決の体制整備を進めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○障害者差別解消法の施行にあわせ、平成 28 年 4 月に障がい者差別解消条例を施行した。条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制としては、市町村への専門的助言や障がい当事者等の相談対応等を行う広域支援相談員を配置するとともに知事の附属機関として大阪府障がい者差別解消協議会を設置した。協議会の下に合議体を組織し、相談事例の分析等、差別解消の取組みを検証した。 ○平成 28 年度の検証の成果として「障がい者差別解消の取り組みと相談事例等の検証」をとりまとめ。 ○平成 29 年 3 月に、障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例を踏まえ、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、レストランといったサービス事業の事業者、特にお客様サービスを提供する従業員に向けて「合理的配慮の提供」とは何かについて考えるきっかけとなる事例を掲載した合理的配慮を踏まえた接客ヒント集「i-welcome」を 5,000 部作成し、公表。</p>
<p>○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進（小中学校課） 学校内外の相談体制を確立し、人権侵害事案が起こったときの対処システムの充実に努めます。 各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口を引き続き設置するとともに、周知に努めます。 障がいのある児童生徒の対応も含めた体罰防止マニュアル（平成 19 年改訂）等を活用した研修をすべての公立小中学校で実施します。</p>	<p>目標値 すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施</p>	<p>（平成 28 年度） ○市町村教育委員会に対して、「指導助言事項」及び年 3 回の長期休業中における児童生徒の指導について（通知）を通して、体罰防止を徹底。（「体罰防止マニュアル」の活用、部活動における指導の徹底、児童生徒・保護者への体罰相談窓口の周知等相談体制の充実について記載。） ○市町村教育委員会や学校等の体罰防止研修会へ府教育委員会指導主事等を講師として派遣。 ○市町村教育委員会に対して、セクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口の設置及び「教職員によるセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA 集」の活用について指導するとともに、担当指導主事を対象に、研修を実施。 ○体罰防止マニュアル等を活用した研修の実施状況（小学校及び義務教育学校前期課程 606 校/606 校、中学校及び義務教育学校後期課程 288 校/288 校）</p>
<p>（2）障がい者が尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止</p>		
<p>○障がい者虐待の防止に向けた取組み（障がい福祉企画課、生活基盤推進課） 障害者虐待防止法に基づき、市町村に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待通報・相談の窓口として、その機能が十分に発揮されるよう、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、専門的に従事する職員の確保など障がい者虐待防止のための対応力の向上、体制整備を図ります。</p>	<p>目標値 すべての市町村の職員を対象とした研修の実施 2回/年</p>	<p>（平成 28 年度） ○大阪府障がい者権利擁護センターの運営 法施行の平成 24 年 10 月より設置した福祉部障がい福祉室同センターにおいて、広域的な市町村間の調整や、情報収集・分析・提供等市町村の後方支援を行った。</p>

<p>大阪府においては、障がい者権利擁護センターを設置し、関係機関や市町村職員に対する研修の実施や虐待事案の要因分析、事例検討、広域的、専門的な見地から市町村への助言等の支援に努めます。</p>		<p>○障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止や対応に係る関係職員が、専門的知識に基づき虐待を受けた障がい者等に対する支援を適切に行えるよう、研修を実施した。 また、施設等の管理者に対し法趣旨の周知や虐待防止への取組みが適切に行えるよう、研修を実施した。 ・市町村・虐待防止センター職員基礎研修 研修回数 3 回（講義 1 回、演習 2 回） 出席者数 85 名 ・市町村・虐待防止センター職員現任研修 研修回数 3 回（講義・演習 3 回） 出席者数 193 名 ・障がい者福祉サービス事業所等管理者・従事者研修 研修回数 5 回（全体講義 1 回、演習 4 回） 出席者数 982 名</p> <p>○集団指導 大阪府管の「者対象」の指定事業所を対象として5月に実施、「児対象」の指定事業所を対象として6月に実施。</p>
<p>○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み（生活基盤推進課） 障がい児入所施設における権利擁護の取組みについて周知徹底するとともに、被措置児童等虐待事案について、施設指導等を通して再発防止に努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○障がい児入所施設における児童の権利擁護については、実地指導等の機会を通じて取組みの周知を行うとともに、通報があった事案については、当該施設への指導等、適切に対応した。 ・集団指導 「児対象」の全指定事業所・施設を対象として 6 月に実施 ・実地指導 障がい児入所施設 7 施設に実施</p>
<p>○地域における児童虐待防止ネットワークの推進（家庭支援課） 児童虐待の予防、早期発見、早期対応につなげていくためには、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが重要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るため、市町村児童家庭相談担当職員の研修等を実施した。 ・年 11 回 22 講座</p>
<p>(2)障がい者が尊厳を保持する ③権利擁護の充実</p>		
<p>○権利擁護施策の充実（地域福祉課） 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、日常生活自立支援事業等を行う大阪後見支援センターの運営を支援します。 また、成年後見制度の適切な利用が図られるよう、市町村等への啓発活動に努めます。 さらに、成年後見制度における市町村長申立てが活用されるように、手引きの配布や研修の実施、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等との連携を強化して、市町村長申立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。加えて、急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護に関する相談及び福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を実施する「大阪後見支援センター」の運営を支援した。 ○身近な住民によるボランティア精神に立脚した市民後見人の養成等に取り組む府内市町村を支援した。 ・地域支援相談事業 一般相談 558 件 専門相談 27 件 ・日常生活自立支援事業（平成 28 年度末） 実施市町村数 41 市町村（政令市除く） 契約締結件数 2,479 件（実利用者数） ・権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等） 実施市町村数 21 市町（政令市 2 市含む）</p>
<p>○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進（地域福祉課） 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会（社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置）が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発について支援した。 ・延べ相談件数 2,104 件 ・実施研修参加者数 利用者支援の研修会 64 人 苦情解決第三者委員研修 111 人 ・「平成 27 年度：事業報告書」の発行部数 2,500 部</p>
<p>○福祉サービス第三者評価事業の推進（地域福祉課） 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○福祉サービスの質の向上を促し、併せて福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証を実施するとともに、評価結果の公表、評価調査者の養成などに取り組んだ。 ・認証評価機関数 14 機関 ・障がい福祉分野の評価結果公表件数 14 件 ・障がい福祉分野の評価調査者養成人数 17 人</p>

<p>○地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課) 地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいを有する者で、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援した。 ・コーディネート業務(矯正施設退所予定者の居住地調整支援) 取扱い数 65 件(うち終了件数 39 件) ・フォローアップ業務(矯正施設退所者の施設等への定着支援) 取扱い数 107 件(うち終了件数 54 件) ・相談支援業務(上記業務のほか、矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援) 取扱い数 50 件(うち終了件数 10 件)</p>
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会における権利擁護の推進(障がい福祉企画課) 大阪府障がい者自立支援協議会に障がい者虐待防止推進部会を設置し、関係機関や市町村と連携協力体制の強化を図り、虐待防止支援をはじめとする権利擁護に関する課題等について協議・検討し、大阪府内における権利擁護のための取組みを推進します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会の運営 障害者虐待防止法に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための具体的な方策について協議を行う部会を開催した。 ・開催 1 回</p>
<p>○障がい者110番事業の実施(自立支援課) 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を保ちながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受け付けも行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図ります。</p>		<p>(平成 28 年度) ○障がい者の自立と社会参加を促進するため、権利擁護や福祉サービスの受給など様々な相談に対し、適切な助言等を行う相談事業等を行うとともに、府ホームページ等において、事業の広報に努めた。 ・相談実績 のべ 220 人</p>
<p>○大阪府障がい者社会参加促進センター等の運営(自立支援課) 障がい者の自立と社会参加を推進する拠点として「大阪府障がい者社会参加促進センター」、「大阪府盲人福祉センター」及び「大阪府谷町福祉センター」を活用し、各種の人材育成のほか、障がい者の交流や学習機会の充実にも努めます。</p>		<p>(平成 28 年度) ○「大阪府障がい者社会参加促進センター」では盲ろう者通訳・介助者派遣及び養成事業、要約筆記者養成事業や障がい者 110 番事業等を、「大阪府盲人福祉センター」では、点訳・朗読奉仕員養成事業等を、「大阪府谷町福祉センター」では、手話通訳者養成研修事業等を実施するなど、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援の拠点としての役割を果たした。</p>
<p>○消費生活情報の提供の充実(消費生活センター) 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしすと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。</p>		<p>(平成 28 年度) ○生活情報誌「くらしすと」掲載記事の点字版を年 4 回、各 200 部作成した。 ○メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」を毎月 1 回配信した。</p>
<p>(3)安全・安心を確保する ①防災の推進</p>		
<p>○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(危機管理室・福祉部) 全ての市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その推進方策をともに検討し、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう働きかけます。</p>	<p>目標値(平成29年度末) ○支援プラン策定 →すべての市町村が策定 ・要支援者名簿の作成 →すべての市町村が作成</p>	<p>(平成 28 年度) ○市町村の避難行動要支援者の避難行動に係る取組状況の把握(H28.7) ○避難行動要支援者名簿の更新及び活用等を市町村へ働きかけ(H28.12、H29.2) ○自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義と併せ、発災時の実践を想定した避難所運営ゲームを実施(H28.10～12)</p>
<p>○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(危機管理室・福祉部) 避難者の適切な QOL の確保に向け、府が策定した「避難所運営マニュアル作成指針」をふまえ、地域の実情に即して作成された「避難所運営マニュアル」に基づく避難所開設訓練とその検証を促進します。</p>	<p>目標値(平成29年度末) ・すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを策定したうえで、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練の実施と検証の促進</p>	<p>(平成 28 年度) ○府内市町村において「避難所運営マニュアル」が早期に作成されるよう、働きかけ。 ○平成 29 年 3 月現在の府内市町村における避難所運営マニュアル作成状況:府内全市町村(43 市町村)で作成済。</p>
<p>○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(危機管理室、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、全市町村での福祉避難所の指定を働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかけます。 併せて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受け入れ体制の整備を働きかけます。</p>	<p>目標値(平成29年度末) ・福祉避難所指定 →すべての市町村が指定</p>	<p>(平成 28 年度) ○関係部局、府社会福祉協議会等々が連携し、各種福祉施設・事業者等への集団指導や研修会の場を活用して、市町村の福祉避難所指定への協力を要請。 ・平成 28 年度 第 1 回市町村地域福祉担当課長会議 日 時 平成 29 年 3 月 24 日 会 場 大阪府庁新別館南館 8 階 大研修室 ○福祉避難所については、平成 29 年 3 月現在、府内全市町村(43 市町村)が 514 施設を指定済。</p>

<p>○緊急放送等における配慮の要請（危機管理室、障がい福祉企画課） テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障がい者への配慮がなされるよう、各放送局に対する要請に努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○住民への緊急情報の提供などについて、従来からの同報無線の整備だけでなく、インターネットや携帯メールなど多様な情報ツールを用いた情報連絡体制を確立。 ○平成 29 年 2 月～3 月にかけて、在阪放送事業者 6 社を訪問し、府民の安心・安全に関わる緊急ニュースについて、字幕スーパーだけでなく副音声等を活用することなどについて、文書による要請を行うとともに、対策の現状等について聴取を実施。</p>
<p>○社会福祉施設における災害・避難対策の促進（応援協定の締結等）（福祉総務課） 「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」を作成し、社会福祉施設における応援協定の締結を働きかける等、災害・避難対策を促進します。</p>	<p>目標値（平成29年度末） 「災害時における応援協定等に向けたガイドライン」を策定</p>	<p>（平成 28 年度） ○入所者や利用者の処遇を確保できるよう、「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成に向けて、他府県等における事例について情報収集を行い、課題整理等を実施。</p>
<p>○災害時における福祉職専門等の確保体制の充実・強化（福祉総務課） 府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築し、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣や物資等の供給、被災者支援の受入れ調整を行うための体制を整備します。</p>	<p>目標値（平成29年度末） ネットワークにおいて福祉避難所の運営支援、福祉専門職の派遣や物資等供給、被災者支援の受入れ調整を行う体制を整備</p>	<p>（平成 28 年度） ○ネットワーク参画団体と協議を重ね、人員派遣や物資供給等に関する情報連携等の訓練を実施。 ○ネットワークが行う支援について、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、法整備を国に要望。</p>
<p>（3）安全・安心を確保する ②防犯の推進</p>		
<p>○犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの推進（治安対策課） 犯罪による被害を防止するとともに犯罪を発生させない環境づくりをめざして取り組む大阪府の安全なまちづくり推進事業等において、犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの意識啓発等を推進します。 障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して地域の防犯力を高めるための活動を行う「地域安全センター」の設置促進を大阪府内小学校区で図るなど、地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○オール大阪で安全なまちづくりに関する府民運動に取り組む推進体制として、府、市町村、警察、事業者、府民・地域団体等の代表者で構成する「大阪府安全なまちづくり推進会議」総会において、子どもや女性を狙った性犯罪の被害防止、ひったくり・路上強盗の被害防止、自動車を狙った犯罪の被害防止を目標に設定し、府民の自主防犯意識の向上や防犯カメラ等の防犯環境整備等を通じた安全なまちづくりについての事例発表、意見交換等を実施した。 ○大阪府安全なまちづくり推進会議総会の開催 日時：平成 28 年 5 月 13 日（金）10 時 30 分～11 時 30 分 場所：プリムローズ大阪 議題：平成 27 年度活動報告、平成 28 年度活動方針（案） 活動報告：関西外国語大学ボランティア同好会「ひまわり」～学生ボランティアの活性化について～ ○地域、市町村、警察等と連携して地域安全センターの設置を促進し、平成 28 年度末で 985 小学校区に設置した。</p>
<p>○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化（府警本部広報課） 犯罪発生情報等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がい者が犯罪発生情報等を得やすいホームページづくりに努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○大阪府警察ホームページにおけるユニバーサルデザインの推進 新規ページ作成時及び更新時等において、大阪府警察ホームページを主管する広報課から各掲載ページを主管する各部・各課に対して働きかけや積極的なアドバイスをを行い、JIS規格に準拠した構成に配慮したページ作りを実施し、効果的な障がい者用広報の推進に努めた。</p>
<p>○緊急時における110番通報手段の広報（府警本部広報課、府警本部通信指令室） 聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、「110番の日」等のキャンペーンや大阪府警察ホームページ、携帯電話対応ホームページ等の各種広報媒体を通じた積極的な広報活動を実施します。</p>		<p>（平成 28 年度） ○「聴覚や言語に障がいのある方のための 110 番」の広報 ・施設見学時における広報 府警本部（通信指令室等）の見学の際に、「ファックス 110 番」及び「メール 110 番」について、使用方法を説明の上、広報した。 ・大阪府警察ホームページを活用した広報 大阪府警察ホームページの中に、「聴覚や言語に障がいのある方のための 110 番」の項目を設け、「ファックス 110 番」及び「メール 110 番」の使用法・注意点等を含め、具体的に、解りやすく広報した。また、携帯対応ホームページ（相談窓口）には、「聴覚や言語に障がいのある方のためのメール 110 番」のページを設け、「メール 110 番」について広報した。</p>
<p>（4）十分な情報・コミュニケーションを確保する</p>		
<p>○支給決定に係るコミュニケーション支援（障がい福祉企画課） コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。</p>		<p>（平成 28 年度） ○市町村指導において、支給決定の際に実施する認定調査に関しコミュニケーション支援が必要な人について手話通訳者等のコミュニケーション支援を行い、適正な支給決定が行われるよう、助言している。 ※障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導等を実施。〔再掲〕 ・平成 28 年度 23 市町村</p>
<p>○府政情報の提供の充実（障がい福祉企画課、府政情報室） 府政に関する情報を、障がい特性に配慮して府民に提供します。必要に応じて府政情報の点字化、音声化等を行うほか、使いやすいホームページづくりに努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○府政だよりの点字版、拡大版、声のテープ版の提供 （年 9 回発行）</p>
<p>○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化（府警本部広報課）〔再掲〕 犯罪発生情報等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がい者が犯罪発生情報等を得やすいホームページづくりに努めます。</p>		<p>（平成 28 年度） ○大阪府警察ホームページにおけるユニバーサルデザインの推進 新規ページ作成時及び更新時等において、大阪府警察ホームページを主管する広報課から各掲載ページを主管する各部・各課に対して働きかけや積極的なアドバイスをを行い、JIS規格に準拠した構成に配慮したページ作りを実施し、効果的な障がい者用広報の推進に努めた。</p>

<p>○視覚障がい者に対する情報提供の充実(自立支援課)</p> <p>現在設置されている視覚障害者情報提供施設等を活用し、視覚障がい者に対して、日常生活に必要な情報を点字・録音図書等により提供することにより、知識、教養の向上を図ります。</p> <p>また、視覚障がい者への情報提供活動の充実を図るため、地域において基礎的な点訳・朗読の技術を習得した人を対象に、より高度な技術を有する人材の養成に努めます。</p> <p>事業の実施について市町村と十分に連携を図り、効果的な広報に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館運営事業 ・点字広報等発行事業 ・点字による即時情報ネットワーク事業 ・点訳奉仕員養成事業 ・朗読奉仕員養成事業 	<p>目標値(平成27～29年度)</p> <p>大阪府養成点訳奉仕員60人 大阪府養成朗読奉仕員60人</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○視覚障がい者の情報保障を図るため、点訳・朗読奉仕員を対象に、特に専門性の高い養成の実施や、点字・録音図書等の貸出しの実施等を通じて、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点としての役割を果たした。</p> <table border="0"> <tr> <td>・養成実績</td> <td>養成者数</td> </tr> <tr> <td>点訳奉仕員</td> <td>12 人</td> </tr> <tr> <td>朗読奉仕員</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>・図書の貸出件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点字図書</td> <td>3,686 冊</td> </tr> <tr> <td>FD 図書</td> <td>207 枚</td> </tr> <tr> <td>テープ図書</td> <td>3,622 巻</td> </tr> <tr> <td>デジジー図書</td> <td>9,408 枚</td> </tr> </table>	・養成実績	養成者数	点訳奉仕員	12 人	朗読奉仕員	16 人	・図書の貸出件数		点字図書	3,686 冊	FD 図書	207 枚	テープ図書	3,622 巻	デジジー図書	9,408 枚		
・養成実績	養成者数																			
点訳奉仕員	12 人																			
朗読奉仕員	16 人																			
・図書の貸出件数																				
点字図書	3,686 冊																			
FD 図書	207 枚																			
テープ図書	3,622 巻																			
デジジー図書	9,408 枚																			
<p>○聴覚障がい者に対する情報提供の充実(自立支援課)</p> <p>現在設置されている聴覚障害者情報提供施設を活用し、聴覚障がい者に対して、情報支援の充実を図るため、字幕を挿入したビデオカセット等の制作・貸出しを行うとともに、手話通訳によるコミュニケーションの支援を行うため各種事業や相談・訓練事業を実施し、社会生活及び知識、教養の向上を図ります。</p> <p>また、聴覚に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳によるコミュニケーションの支援を行うため、市町村事業である手話通訳者派遣事業の担い手となる質の高い人材の養成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字幕入りビデオカセットライブラリー制作・貸出事業 ・手話通訳者養成研修事業(手話通訳者の養成と登録) ・手話通訳者活動促進事業(専任通訳者の派遣) ・ろうあ者生活指導事業 ・ろうあ者生活行動訓練事業 	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>大阪府登録手話通訳者 580人</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○聴覚障がい者の情報保障を図るため、特に専門性の高い手話通訳活者の養成・派遣の実施や、字幕や手話を挿入したビデオ等の制作・貸出しの実施等を通じて、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点としての役割を果たした。</p> <table border="0"> <tr> <td>・養成実績</td> <td>養成者数</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者(1年目修了)</td> <td>148 人</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者(2年目修了)</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者(3年目修了)</td> <td>87 人</td> </tr> <tr> <td>・登録者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話通訳者</td> <td>365 人</td> </tr> <tr> <td>・制作件数</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>・貸出件数</td> <td>288 件</td> </tr> </table>	・養成実績	養成者数	手話通訳者(1年目修了)	148 人	手話通訳者(2年目修了)	90 人	手話通訳者(3年目修了)	87 人	・登録者		手話通訳者	365 人	・制作件数	11 件	・貸出件数	288 件		
・養成実績	養成者数																			
手話通訳者(1年目修了)	148 人																			
手話通訳者(2年目修了)	90 人																			
手話通訳者(3年目修了)	87 人																			
・登録者																				
手話通訳者	365 人																			
・制作件数	11 件																			
・貸出件数	288 件																			
<p>○難聴・中途失聴者に対する情報提供の充実(自立支援課)</p> <p>聴覚に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、要約筆記によるコミュニケーションの支援を行うため要約筆記者の養成を行います。</p> <p>また、養成した人材の派遣を行うことにより、各市町村に対し要約筆記者の派遣事業の実施を働きかけます。</p> <p>なお、専門性が高くかつ継続的な通訳ニーズに対応するとともに、事業未実施の市町村域をカバーするため、大阪府としての派遣事業も引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要約筆記者養成事業 ・要約筆記者派遣事業 	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>大阪府登録要約筆記者 350人</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○聴覚障がい者の情報保障を図るため、特に専門性の高い意思疎通支援を行う要約筆記者の養成・派遣の実施等を通じて、情報発信やコミュニケーション支援を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>・養成実績</td> <td>養成者数</td> </tr> <tr> <td>要約筆記ステップアップ研修(手書き)</td> <td>20 人</td> </tr> <tr> <td>要約筆記ステップアップ研修(パソコン)</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>・登録者 (H29.3.31 現在)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要約筆記者手書き</td> <td>107 人</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者パソコン</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 178 人</td> </tr> <tr> <td>・派遣回数</td> <td>63 回</td> </tr> <tr> <td>・述べ派遣人数</td> <td>189 人(うち手書き・パソコン両方登録 19 人)</td> </tr> </table>	・養成実績	養成者数	要約筆記ステップアップ研修(手書き)	20 人	要約筆記ステップアップ研修(パソコン)	3 人	・登録者 (H29.3.31 現在)		要約筆記者手書き	107 人	要約筆記者パソコン	90 人		計 178 人	・派遣回数	63 回	・述べ派遣人数	189 人(うち手書き・パソコン両方登録 19 人)
・養成実績	養成者数																			
要約筆記ステップアップ研修(手書き)	20 人																			
要約筆記ステップアップ研修(パソコン)	3 人																			
・登録者 (H29.3.31 現在)																				
要約筆記者手書き	107 人																			
要約筆記者パソコン	90 人																			
	計 178 人																			
・派遣回数	63 回																			
・述べ派遣人数	189 人(うち手書き・パソコン両方登録 19 人)																			
<p>○盲ろう者のコミュニケーション及び移動の支援(自立支援課)</p> <p>視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、公的機関や医療機関での用務や買物など日常生活に必要な場合等に、盲ろう者のコミュニケーション及び移動を支援する通訳・介助者を派遣する事業を実施し、盲ろう者の特性やニーズをふまえて利便性向上に資するよう努めます。</p> <p>また、盲ろう者が必要とする通訳・介助の専門的な知識と技術を有する通訳・介助者を養成するため、盲ろう者福祉に熱意がある者を対象として養成研修を行うとともに、通訳・介助者の資質と技術を向上するため、現任研修を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者通訳・介助者派遣事業 ・盲ろう者通訳・介助者養成研修等事業 	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>大阪府登録通訳・介助者 600人</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○盲ろう者の情報保障を図るため、盲ろう者通訳・介助者の養成・派遣等を通じて、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>・通訳介助者養成実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話コース</td> <td>20 人、点字等コース 17 人</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>472 人</td> </tr> <tr> <td>・現任研修実績</td> <td>179 人</td> </tr> <tr> <td>・派遣実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>派遣人数</td> <td>延べ 12,235 人</td> </tr> <tr> <td>派遣時間</td> <td>延べ 48,669 時間</td> </tr> </table>	・通訳介助者養成実績		手話コース	20 人、点字等コース 17 人	登録者数	472 人	・現任研修実績	179 人	・派遣実績		派遣人数	延べ 12,235 人	派遣時間	延べ 48,669 時間				
・通訳介助者養成実績																				
手話コース	20 人、点字等コース 17 人																			
登録者数	472 人																			
・現任研修実績	179 人																			
・派遣実績																				
派遣人数	延べ 12,235 人																			
派遣時間	延べ 48,669 時間																			